

# 1. 平成27年第2回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成27年6月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽田野 博 徳
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	山 下 正 則
建 設 部 長	古 川 甲子夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	佐 藤 宗 春
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事務局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課長	古川義幸
議会事務局 議会総務課 主任主査	加藤光俊	議会事務局 議会総務課 主査	武藤淳

### ◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。議員各位には連日の出務、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、18番 田中和幸君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には7番 鷺見馨君、8番 山田忠平君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

---

### ◇ 山 田 忠 平 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、8番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点ですが、自然再生エネルギーの施策についてを質問をいたします。

昨今の文明社会、経済を優先といいますか、化石燃料の使用、そういったことで大変大気汚染に伴う異常気象を含めた災害、地球規模のいろいろ問題になっておりますが、国においては2030年を目途に温室効果ガスの削減数値目標を26%削減したい方針、あるいは再生エネルギーの使用を太陽光、水力を含めて40%以上にしたいというようなことの流れで、そういった情報も流れておるところであります。現在なかなかまだ太陽光、水力については多分15%前後じゃなかろうかと思っておりますが、そのような形であります。

そこで、以前も公共の施設等のそういったエネルギーについての施設の貸し出し等の利用をすべ

きと提言をいたしました。そういった中で、現在公共施設の利用状況について太陽光発電であります。設置状況及び建物、土地を貸している事例等、それから太陽光でありますけども、民間の方が設置した場合の雑種地、あるいは農地の課税の関係はどのようになっているか、担当部長にお伺いをいたします。お願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の公共施設への設置状況及び建物、土地で貸しておる事例という点でございますけど、現在郡上市では郡南中学校と道の駅明宝の2施設で太陽光発電を行っております。

郡南中学校につきましては、市施行で太陽光パネルが校舎の屋根に設置されて、現在もう稼働しておるところでございます。道の駅明宝につきましては、これも太陽光パネルでございますけど、屋根に設置して27年3月27日より稼働しておるという状況でございます。

また、やまとの道の駅におきましても、現在27年度中に完成に向けて事業を進めているというところでございます。

建物の貸してる事例でございますけど、これにつきましては現在実績がございません。それから、土地に関してでございますけど、土地に関しましては八幡町と美並町、それから白鳥町の3カ所で、合計2万2,113平米の土地を貸しておる現状でございます。

それでは、続きまして民地への地目課税の評価額でございますけど、そのところにつきましては、太陽光発電を設置しました土地の課税評価につきましては、評価基準を設けておりまして、現況を調査して、その上で評価を持ってるところでございます。

内容につきましては、農地に設置した場合につきましては、課税地目を雑種地ということで、これは宅地比準の60%、それから山林を整地または造成して設置した場合でございますけど、これにつきましても雑種地課税ということで、これは宅地比準で30%ということになっております。

山林におきまして、立木の伐採のみでの設置につきましては、そのまま山林課税ということになっておりますし、原野につきましても、そのまま原野課税ということになっております。

また、原野を造成した場合につきましては雑種地ということで、これも宅地比準の30%ということで課税になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（8番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） わかりましたが、エネルギー自体の実態ということでお聞きいたしますけど、住宅用の太陽光については市の補助金も出しながら進められているところでありますが、そういった実績も含めて、郡上市全体で太陽光発電の発電量はいかがかということになります。

あるいは、先ほど言いましたように、効果ガスの削減、あるいは太陽光、水力の発電量をふやすようなことの中には、やっぱり過日石徹白の県の事業で進められて、郡上に移管されました小水力発電所が稼働いたしました。

通電式がこの前終わって新聞に出たところでありますが、これもまだ数日過ぎたばかりでありますけれども、こういったことの実績でありますけれども、郡上市では初めてで最大出力が63キロワット、年間発電量は一般家庭の81軒分、年間1,500万円の売電収入があるという、市の見込みで入ることがありましたが、まだ稼働して数日ですけれども、そのような実績がどうなっているかと、それから、明宝温泉に木質ボイラーを導入したところでありますが、これも約1年たちますけれども、当初の試算と実績の比較についてをお伺いをいたします。これもあわせて担当部長のほうからお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、私のほうからは太陽光発電の現状について、御報告を申し上げます。

まず、前段に御質問がございました太陽光発電システムの補助の実施状況でございます。23年度から開始しておりまして、23年度6件、24年度32件、25年度22件、26年度は25件に対して補助金を交付しておるところでございます。

なお、その出力につきましては、24年度につきましては190.09キロワット、補助額にいたしまして380万8,200円を交付しております。また、25年度は22件で142.29キロワット、255万9,300円を交付しておるところでございます。26年度は25件で146.64キロワット、328万6,500円を交付しておるといふ実績がございます。

次に、郡上市全体の太陽光の発電量の御質問でございました。これにつきましては、国のほうへ問い合わせを行いましたところ、平成27年1月時点の各市町村別の状況が、ホームページでもって今公開をされております。

資源エネルギー庁のなっとく！再生エネルギーと、その情報が一番早いということを教えていただきましたものですから、そこから抜粋して御報告申し上げますと、太陽光発電の設備、郡上市内の件数は全部で443件というふうにしてなっておるところでございます。10キロワット未満が316件、10キロワット以上が127件ございます。この設備を使用しました延べの出力でございますが、合計で7,689キロワットというものでございます。

さらに、これが年間どのように発電をしておるかという電力の供給量でございますが、年間7,683メガワットアワーということになります。これを少しわかりにくいものですから、世帯換算をしてみますと、経済産業省のエネルギー白書2010という中に、1世帯当たりの年間の電力の消費量が出ておりまして、4.734メガワットアワー／年、これが1世帯当たりの平均的な電力の消費量

ということで割り算をしてみますと、1,623世帯に相当するものでございます。

先ほどの御質問で、CO<sub>2</sub>の削減という言葉もございました。これをCO<sub>2</sub>の削減の量に換算をいたしますと、環境省の規定する排出係数によって割り算をいたしますと、4,264トンの削減効果が出ると。これ理論値でございますがということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） では、私のほうから石徹白1号用水発電所の発電計画後実績、今後の管理についてお答えいたします。

計画のほうですが、最大出力は13キロワットで、6月1日、午前11時30分から運転を開始しています。年間の見込みの発電量は、施設の点検メンテナンス、ごみ詰まり等による水車、発電機の停止を考慮しまして、稼働率70%で年間の見込みを立てています。38万6,000キロワットアワーの発電量を予定しているところです。

それで、実績のほうですが、6月1日の運転開始から15日まで順調に発電がされておりますが、最大発電量に対する施設利用率は94.8%から99.9%の範囲で、ほぼ最大発電量に近い状態で発電を行っております。

それで、小水力発電は天候及び季節による河川の流量に大きく影響するため、水車及び取水の調整を行うことにより発電量を確保するように取り組んでいます。

それで、管理につきましては、水路のごみの除去など維持管理、発電所における流量調整や水車のごみの除去については、1日から石徹白農業共同組合のほうへ委託しております。

このほか、電気主任技師の資格の必要となる電気保安業務につきましては、中部電気保安協会へ委託し、また水車、発電機のメンテナンスについては、製造を請け負われましたイビデンエンジニアリング株式会社のほうへ委託しております。

このような状況ですが、この発電量の低下等がない、渇水等による流量の低下とか、ごみ詰まりによる流量の低下や水車の停止による発電量の低下が予想されるようなことがないよう、水力発電所の維持管理を地元へ委託し、速やかな対応をしていただきます。

また、管理については市、農協、保安協会、イビデンの関係者で連携をとって、相互に情報提供することで情報共有を図り、発電状況の異常に速やかな対応ができる体制で今進めておりますので、よろしく願います。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、私のほうからは明宝温泉の木質ボイラーの状況について報告申し上げます。

明宝温泉湯星館では、木質ボイラーを18年使用しておりました灯油ボイラーの更新時期にあわせて、昨年12月に新しく導入いたしました。

この事業ですが、地域の森林資源をエネルギー資源として有効活用し、CO<sub>2</sub>の削減と地域経済を活性化することを目的に国の補助事業を活用して整備したものでございます。

発熱方法ですが、地元の山林家で排出された間伐材などの木材を燃料としましたまきボイラーと、同じく地元の木材をチップ工場加工したチップを燃焼しますチップボイラー、そして石油によるバックボイラーで構成されております。

稼働状況は、新しい試みということもありまして、当初はチップボイラーの燃料となる木質チップの含水量が高く、うまく燃焼しないような問題も起きましたが、チップの購入先であります工場への品質管理の徹底を要請したり、ボイラー機器の再調整を行ったりしまして、現在は安定的に稼働しております。

木質ボイラーの導入によります燃料費等の削減効果につきましては、当初計画の試算が1年間で設定してございますので、短期間での比較によってその効果が上がっているかどうかということを中心に申し上げることは難しいですが、木質ボイラーを導入しました12月からことし3月までの4カ月間の燃料費だけを見ますと、前年度と比較して灯油使用量は約2万200リットル減少しまして、購入費は213万1,000円ほど削減されました。

一方、木質燃料のまきとかそういったものは、まきが120立米、チップが31トン購入してありまして、その費用は合わせて122万6,000円ほどかかりました。4カ月ではありますが、差し引き90万5,000円ほどの燃料費の削減につながっております。

また、CO<sub>2</sub>の部分でございますが、25年度の灯油使用量と26年の灯油使用量を削減した使用量のほうから逆算しますと、化石燃料の炭素排出がどんだけ減少したかっていうことになりますと、約50トンが削減されたということになつとるようでございます。今後も効果については、年間を通じて検証していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 今伺いますと、この石徹白のも含めて1,700軒ぐらいの郡上市内の家庭電気を賄っておるといふようなことで、そうしますと大体30%ぐらいじゃないですか、郡上の全体の軒数からいきますと。ああ、そうか、1万5,000、間違いました。そんな状況で、より一層進められて、こういったことが効果があるようにお願いしたいと思っております。

その中でもう一つ、特に電力の削減ということで、蛍光灯の関係、LEDの関係であります。これも一部メーカーによりますともう3年とか、5年とかってことをめどに、蛍光灯自体はもうつくらない方向に大分生産のことが動いておるようですが、かといって、蛍光灯でなければならぬこともありますので、全般に例えばこの前のアナログからデジタルに変わったテレビも含めた、そんなようなことが将来到来するんでありますけれども、現在市内でLEDの普及状況と今後の計画

についてをお伺いをいたします。これも担当部長でお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 庁舎内のLEDということでございますけど、本庁舎と支所のLEDの普及について説明させていただきたいと思います。

庁舎内の普及、本庁でございますけど、市長室にLEDを設置しております。振興事務所におきましては、白鳥庁舎のロビーについての蛍光灯の一部に設置、それから高鷲庁舎につきましては、小会議室のスポットライトの一部をLEDに設置しておるということで、他の庁舎での実績等はありません。

それから、今後の計画等でございますけど、本庁舎等につきまして現在長寿命化対策ということで、実は平成25年度にみまして、本庁舎等劣化診断調査というのを行いまして、本庁と防災センターの修繕計画を立てて、来年度からこの結果に基づいて修繕計画をしていきたいというふうに考えております。

ですけど、実はこの計画につきましては、安全面ですとか損害拡張、あるいは長寿命化ということで、外壁であるとか内壁の修繕が主となっております、電灯設備については含まれていないのは現状でございます。

そこで、LEDの導入についての今後ということでございますけど、議員が御指摘のありましたように、電気消費量が大幅に削減される、あるいは電球の長寿命化が図れるということがございまして、経費節減等の効果がこれから図られるということがございますので、今後でございますけど、その費用対効果についての調査検討を行いつつ、それから試験的に導入しまして、その効果等について検証をした上で、こういった庁舎内のほうのLED化についても取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（8番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 全体のLEDについて、今市の中の状況を聞かせてもらいました。

今後のそういったLEDに対する方針でありますけれども、市長にお伺いをいたします。

市は小水力については、2年間の調査研究を踏まえて事業化に向けた推進体制の設立をして、今後事業化に向けて取り組むという方針になっておりますが、27年度については、そういった中で、水力、木質ボイラーあるいは太陽光を踏まえたエネルギー全般についての考えを市長にお伺いをいたしますが、先ほどちょうど1項の質問の中で、土地の課税のことについて聞きましたけども、そういったことで万が一エネルギー関係についての土地利用については、減免とかいろんな形が今何%で切ってはありましたが、そんなことも将来いかがと思ひますが、もし市長の考えがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。



○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、これまで各部長が答弁を申しあげましたように、郡上市におきましては再生可能エネルギーの利用ということにつきましては、小水力発電、そして木質のまきであるとかチップであるとか、そういったものの活用、そして太陽光の利用と、発電というようなところを、やはり重点的な柱として今後も進めていきたいというふうに思っております。

特に小水力につきましては、一つは今回の石徹白の第1用水の発電所ができましたように、現在農業用水の水等を活用して、県営事業で国、県の資金、そして郡上市も25%の負担をしておりますが、こうした形での農村におけるこういう農業用水等の施設を利用した小水力発電というのを、引き続き進めていきたいというふうに思っています。

これにつきましては、今予算をもう計上しているものもございますが、いわゆる白鳥町の阿多岐、それから干田野、それから明宝の気良といったようなところで進めておりますので、こうしたものを引き続き積極的に市としても進めていきたいというふうに思っています。

それから、もう一つの小水力は、ただいま山田議員がおっしゃいましたように、昨年度まで研究会をもってやっておりました、いわゆるその他の小水力発電でありますけれども、今年度はどんな進め方を考えているかといいますと、これまでの研究会にかわりまして、学識経験者関係団体の代表者、それから公募による市民3名の参画、あるいは関係機関の職員の参画を得まして、郡上市小水力発電事業推進会議というのを設置いたしましたので、ここを一つの主体としていろいろ事業を進めていきたいというふうに思っています。

今年度は、一つは超小規模型の小水力発電の実現ということで、これはモデル事業なんですけれども、超小規模型小水力発電といいますと、大体100ワットから1キロワット程度の規模、出力を持つものでありますが、これにつきましては明宝の寒水におきまして、岐阜高専で所有しておられます1キロワット程度の発電機を利用して、活用させていただきまして、一遍実証実験的なことに取り組みたいというふうに思っています。

それからまた、いただいた報告書の中で、これからの郡上市にとって非常に課題は、事業型の民間主導による小水力発電をどう事業化していくかということで、さきにいただいた報告書にも、郡上市内にはそういう発電適地が86カ所ほどあるという報告書ももらってるわけでございますけども、この推進会議におきまして一つのケーススタディとして、亀尾島川の大栃谷というところで一度そういう民間事業型の小水力発電ができないかということにつきまして、基礎的な調査をしたいというふうに思っています。それは、例えば年間の流量の変化であるとか、水位であるとか、そういうようなこと、基本的なことを調査しないと、なかなか事業化はできませんので、そんなことを進めていきたいというふうに思っています。

そのほか、一般に再生可能エネルギーについて市民の皆さんのこの関心を持っていただくために、来る7月25日には総合文化センターで、この小水力発電についてのシンポジウムを開催をいたしたいと思っておりますし、またNPO法人に委託をしまして、実践型の自然エネルギー学校というようなもの、年間三、四回のプログラムでもって実施をしてみたいと。

そのほか、先進事例の視察等を行いながら、こうした方式による、どのような方式によって実際に小水力発電が可能かというようなことについて、さらに検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、木質の燃料の活用につきましては、先ほど湯屋館についての報告をいたしました、今年度はそれに引き続きまして明宝のデイサービスセンターのボイラーの更新に伴いまして、やはり同じように木質エネルギーを使った活用をしてみたいというふうに思っておりますし、また太陽光につきましても、先ほど報告があったように、いろいろと取り組んでいただいておりますので、そうした点を今後も我々としてもサポートしていきたいというふうに思っております。

それから、お尋ねのありました民間の太陽光発電等における固定資産税等の優遇措置というようなことですが、先ほど申し上げましたように、既に一定のその地目について、一定の評価をしているところで、既に一定のその推奨措置といえますか、そういうものはされていると思いますので、さらにそれ以上例えば特別の措置を講ずる必要があるかどうかについては、他市の事例等も勘案しながら、検討したいというふうに思います。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) はい、わかりました。先ほど1,700軒というようなことで、ちょっと5,000戸と間違いまして、1万5,000郡上市内の軒数がありますと、大体9%ぐらいというようなことで、将来今既設のダム、あるいは今市長が言われましたような新たなとこ、そしてまた内ヶ谷ダムも含めて、将来何とか郡上市内は50年先、100年先って例の市の協議がありますけども、そういったときにはやはり郡上市内が100%自給自足の自然エネルギーで賄えるような時代が来るといっていることを特に思っております。

続きまして、2点目であります。スポーツ振興の施策についてを質問をいたします。

今ちょうど国の地方創生も含めた戦略の中でもスポーツの振興が入っておりますし、もちろん県のスポーツの振興策もそうでありますし、特に2020年の東京オリンピックに向けてのいろんな形のやっぱりスポーツの振興の施策がとられておるわけでありまして、過日議員会と、それから体育協会の懇談会をもちました。

そういった中でちょっと感じたことがありましたので、現在の体育協会を中心としたスポーツ振興が推進されているというふうに十分思っておったわけでありまして、そういった会合の中で

は、その辺の連携がうまくとれているのかってなことの疑問、あるいは組織全体の方向性、また体育協会、スポーツ推進委員会委員といいますか、その関係、それからスポーツ少年団、それから少年スポーツ団体の連絡協議会などの各団体がうまく連携ができたり、組織全体のことがどうなのかってなことを疑問に感じましたので、そしてまた、そこには補助金が出されてる、助成金も出されておりますが、そういったお金がスポーツ振興に生かされるようになればなりません。

そのような形で、まず今言ったことにつきましてのお答えを、所管のほうからお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをしたいと思います。

ただいま山田議員の御質問にございましたとおり、現在このスポーツ振興にかかわります諸団体、主なものでございますが、郡上市の体育協会、それからスポーツ推進委員会、それから少年スポーツ団体連絡協議会、それから、一部かぶりますが全国的な組織ともつながっておりますスポーツ少年団、それから、総合型地域スポーツクラブなどというものがございます。

これらの団体の目的でございますが、例えば体育協会でございますと、競技力の向上及びトップアスリートの育成ということをお目としておりますし、それから、スポーツ少年団、あるいはスポーツ団体連絡協議会等におきましては、主に小中学生を対象といたしましたスポーツを通じた青少年の健全育成と、スポーツ好きの青少年育成活動を行うといったようなことで、それぞれ少しずつその目的というものが違っております。

また、スポーツ推進委員会におきましては、これは軽スポーツを中心としましたいわゆる生涯スポーツの普及推進というようなことで頑張っと思っていただくわけでございますが、これらの団体と連携を密にしながら頑張っておるといところでございますが、ただ先ほど申しました、それぞれの団体にそれぞれの目的がございますので、ある場面におきましては体育協会と、いわゆる市のスポーツ所管しておりますスポーツ振興課とが一緒になってといったような場面もございますので、全ての団体が一緒に動いておるといことではございません。

ただ、こちらのほうの方針では、郡上市社会教育の方針と重点というのを毎年策定をしております、この社会教育の中にももちろんスポーツ、1市民1スポーツといった考え方ですとか、そういったものがございます。

さらに、それらを具体的に年度ごとに、その年度のスポーツ振興方針と重点施策ということを策定しております、これを各団体のほうに説明させていただきながら進めております。

ちなみに、今年度でございますが、4月9日に市内のスポーツ団体に寄っていただきまして、スポーツ関係団体懇談会というのを開催をさせていただきました。この中では、直接スポーツをしておられるそういう関係団体の方からのいろんな御意見をお聞きするというような内容でございます

が、先ほど申しました社会教育の方針と重点並びにスポーツ振興方針と重点施策についても、市のほうの考え方を説明させていただき、同じ方向をもって各団体が進んでいきたいと。

先ほど申しましたように、それぞれの最終の目標が違いますけども、目指す方向は同じといったようなことで調整をさせていただきます。

それから、今議員のほうから御質問ございましたとおり、年間で約3,000万円ほどこのスポーツ振興のほうに使ってございますが、こちらのほうは今申しあげましたような団体のほうに約2,100万円ほどでございます。

残りの900万円ほどにつきましては、スポーツ推進委員会と申しますのは、これは団体ではございませんで、直接市のほうと一緒にしまして事業、大会等を開催する際に一緒に動いていただくというような方、例えば生涯スポーツの開催といったようなこともございますが、それで例えば強化種目等に90万円でございますたり、女子相撲大会の開催に40万円といった、こういうような事業費全て合わせまして約900万円ほどで、合計が年間で3,000万円ほどの経費ということでございますが、これらを有効に使いまして、それぞれの目的に合いました事業のほうを展開しておるということでございます。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 過日にいただいた資料の中で、健康福祉面、あるいは観光とのかかわりについてははっきりうたってありますが、これは市内の問題であります。やっぱり健康福祉部、あるいは観光課とのスポーツ振興についての連携が十分とらなければならないということ、特に感じました。

その辺についてのことと、あわせてアスリートちょうど今次長言われましたけども、アスリートの育成については、やはり指導者が第一でありまして、優秀な指導者があって、優秀なアスリートが育成できるということで、アスリートの育成、そういった形がそれぞれの団体とか種目で行われておるわけですが、そのようなことの今後のスポーツ振興に対する計画、実施については、やっぱり数値目標を立てながら、数値目標をどのような形でやっぱり達成していくかっていうことが大事でありますので、そういったことを含めた現在の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長(尾村忠雄君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) ただいまの健康課、あるいは健康面、あるいは観光振興面との連携ということでございますが、一例を申しますと、高齢者の健康増進や介護予防、あるいは寝たきり予防というような、そういうことで軽スポーツというのを使っていただきまして、例えばペタンクでございましたり、グランドゴルフといったような軽スポーツを、その健康増進等に役立てていただくということでございますし、それからもう少し具体的な健康課との連携といたしましては、健康課

で市民の健康診断のほうの実施をしております。

例えば、運動習慣が必要であるというような判定をされましたような場合には、保健師によりまず運動指導というも行っておりますが、これは現在スポーツセンターの指定管理者でございますドルフィンのほうが、こういった運動のプログラムの提供モデルというのを開発いたしまして、例えば先ほどの健康課のほうで運動習慣が必要な方というようなことに、このスポーツセンターのほうを紹介をしていただきまして、今度スポーツセンターのほうでは、この紹介に基づきまして適切な運動プログラムはそれぞれ個人に作成、提供いたしまして、そして定期的な運動をしていただく。それで、どの程度改善されたかといったようなところを、また健康課のほうへ情報をフィードバックいたしまして、また新たな改善の計画につなげていくといったような連携をしております。

それから、観光面ではことし、——年度といたしましては昨年度でございますが、県民スポーツ大会のスキー競技会の郡上大会というのが行われまして、こちらのほう一例で申しますと、県内の11地区でございますが、109人の宿泊がそれぞれ市内の民宿等に宿泊をいただいたといったことで、こういう面では観光課のほうと連携いたしまして、市内のほうにお泊まりいただくというようにしております。

それから、アスリートの育成ですが、今議員のほうがおっしゃいましたとおり、指導者というのが非常に重要な役割を果たしてまいります。また、トップアスリートを育てるというその前段階では、やはりジュニアのアスリートというものの育成が非常に大事になってまいりますので、ジュニアアスリートの育成のためには、やはり少年スポーツ団体連絡協議会でございますたり、スポーツ少年団というのが非常に重要な役割を果たしてまいりますので、こういったところと連携をいたしまして、それを今度競技力の向上、大会出場というのを主眼に置いております今度体育協会のほうへつなげていくというような連携を図りたいと思っております。

また、具体的な数値、例えばトップアスリートを何人育成するといったような数値がまだちょっと立てられる段階ではございませんが、毎年教育委員会のほうではスポーツ以外のところでも点検評価というのを行ってございまして、その中でその評価項目が達成できたか、できないかといったようなところは、チェックをさせていただきながら、その成果というのを確かめていきたい。この数値目標については、検討させていただきまして対応させていただきたいというふうに考えます。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) はい、わかりました。より一層スポーツ振興が郡上市内うまく進みますようお願いしておきます。

それで、全体的なことを市長のほうにお伺いをさせていただきます。

今年度市では、相撲、剣道、スキーが強化種目として指定されたわけではありますが、この事業に

ついでのやっぱり勧めが大事かと思えます。そういったスポーツ振興について、あるいは平岡卓選手がスポーツ大使として委嘱されましたが、市内にもオリンピックなどの少年大会に出場した選手が数人見られますが、その人たちの特別優秀選手といいですか、そういった形で登録をされ、何らかのやっぱり委嘱制度をつくってもらって、子どもたちに今後の夢を与えたり、あるいはアスリーの育成、あるいは指導者としてのスポーツ振興に取り組むべきだと思いますが、市長のお考えを最後に伺っておきたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま教育次長のほうからも答弁をしましたように、大変このスポーツの振興大切なことだというふうに思っております。

今お尋ねの後段のほうから申し上げますと、この郡上市内には特別に優秀な選手がいらっしゃるということで、数人とおっしゃいましたが、私どもも把握をしている中では、陸上の中距離の狩野選手といった方々、あるいはクロスカントリーで活躍をされました、今旗修子選手ですが、旧姓福田修子選手、また、女子柔道で活躍をされました現在小澤由里子選手、旧姓福場選手、こういった方がいらっしゃいますので、こうした方々、力のある方々にぜひ委嘱をして、いろいろ可能な範囲で指導をしていただきたいということで、今教育委員会のほうでそれ、ただいま申し上げたお三方などについては、御協力をお願いをしているということでございますので、ぜひともそんな御協力、御支援をいただきたいというふうに思っております。

それから、今年度これまでの相撲に加えましてスキー、スノーボード、それから剣道ということで、3種目の強化種目というものを設定したわけでありましてけれども、まずこうした種目について、少なくとも県内で「ああ、あの種目なら郡上は強いよね」と言ってもらえるような認知度を高める、そのためには指導者をやはり養成をすること。

あるいは、そうした指導者、あるいはいろんな審判等ができる方を養成することによって、そういう種目に関する郡上市内におけるこの市内外の参加選手を得てやれるような大会をやれるような、そういう能力を備えるというようなこと。

そして、また何といたってもこうした強化を図っていくためには、そういうスポーツを行う選手の裾野を広げると、そうして頂点を高めるといふか、そういうことが必要ですので、そうしたことをやってまいりたいと。

これについては、当然行政と、それからそうした3種目にかかわるいろんな組織がございます。組織の中には、まだスキー、スノーボード等については、いろんなクラブがたくさんあって、必ずしも一本化されていないというようなところもございますので、そうしたところは何らかの形で力が結集できるような組織の再編といいですか、そういったことも必要かと思っておりますが、そんなことを努力をしてみたいというふうに思ってます。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

---

◇ 野 田 龍 雄 君

○議長(尾村忠雄君) 続きまして、6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) おはようございます。日本共産党の野田でございます。提出しました質問に沿って質問をさせていただきます。

質問は3点あります。まず、1点目の安保法制の危険な動きについてということをお願いしたいと思います。

いつでも、どこでも自衛隊を派遣し、武器使用も拡大しようとしております。この政府の踏み込んだ安保法制化について、市長の認識を伺いたいと思います。

日本の安全と平和にかかわる非常に重大で危険な動きであると考えます。この国の動きに対し、地方自治体は国のことだからと傍観しておられない問題だと捉えております。安倍総理の国会での説明は、「平和・安全、これまでと変わらない。戦闘地域へは行かない。戦闘に参加することはない」などと答弁をしていますが、本当にそうなのでしょうか。後方支援の名で武器の輸送などの米軍への支援に対し、攻撃される可能性があることは、安倍首相も認めております。武器を使用するの反撃も認めています。

イラク、サモアでは対戦車団を持って行ったことや、アフガニスタン、イラクの戦争に派兵した自衛官のうち、自殺した自衛官が54名にのぼることが明らかになっております。大変きな臭い国会質疑であり、戦争をしないと定めた憲法9条を持つ日本の国会とは思えない状況であると思います。

アフガニスタンに展開し、死者3,500人を出した国際治安支援部隊にも、自衛隊を参加させることを否定しておりません。この質問に対して、安倍首相は掃討作戦はできないと述べるだけで、支援部隊への参加は否定しておりません。

これまで日本が海外派兵しながらも、戦闘地域へは行かないという歯どめがあった。また、武器をとって戦うことはしないという歯どめがありました。しかし、これからはそれらの歯どめをすべて取り払い、戦闘行為に巻き込まれてしまうことになる。

去る4日の憲法審査会では、3名の参考人全てが、「安保法制は9条違反である」と発言しました。こうした戦闘地域への参戦も憲法違反でないとする安倍政権の見解に対し、市長はどう認識しているかをお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お尋ねの点について、私の感じてることを申し上げたいと思いますが、現在いろいろと議論をされていることは、私は2つの大きな論点といいますか、それがあるというふうに思っております。

1つは、その日本の安全保障という問題の政策そのものをどうするかと。あるいは、国際平和というものにどう貢献するかといったような、この政策論そのものの当否であります。これについては、政府の説明のように本当に今提案されているようなことが必要なのか、あるいはそのことが真に日本や日本国民を守ることになるのか。あるいは、歯どめが本当にかかるのかといったようなことについて、大いにこれはしっかり論議をしていく必要があるというふうに思っています。

今提言されているようなことが、かえって国際政治の上で危険を招くことにはなりはしないのかといったような、国民の皆さんのたくさん大きな心配があるわけですので、当然そういったことについて、やはり時間をかけてしっかりと論議をすべきであるというふうに思っております。

それから、もう一つの側面は、今提案されているような政府が、これからのいろんな措置を講ずるということが、戦後70年間日本国憲法のもとでしっかりと守られてきた平和主義であるとか、それから、違憲主義といったようなことの範囲の中で許されるのかどうかといった、まさに憲法論議といいますか、法律学的な意味での議論がしっかりとされなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、片一方、第一の論点で、こういうことが今国際情勢上、あるいは技術のいろんな進歩の中で必要になったと。必要になったから、今までの従来の憲法解釈をさらに拡大をして、一步進んでいいのだという議論は、私も若いころから法律学を学んできた人間としては、少し違和感を感じているところでございます。

政策上必要があるから、従来砂川判決、あるいは昭和47年の政府見解等ですずっと守ってきた、いわゆる我が国の自衛のためには、一定の行動ができるけれども、集団的自衛権というものは認められないのだということの見解を、その閣議の決定でもって従来はこういうふうに考えてましたけども、これからはこれこれこういう必要があるから、憲法そのものの考え方を変更しましたと言って、果たして国民の大多数の皆さんの理解と納得が得られるかということについては、大変困難な問題だというふうに思っております。

今そのようなことを考えておりますので、やはりしっかりと時間を区切ってということじゃなくて、もう少し落ち着いて議論をしてもらいたいというふうに思っているところでございます。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。



○6番（野田龍雄君） ありがとうございます。連日の新聞で、こうした問題についての両方の立場からの意見が出されており、それに対する国民の反応もいろいろ出ておりますので、今市長の述べられた見解というのは、大変そういったものを全体を見ながら、冷静にこれは判断していく必要があるし、本当にこのまま突っ走っていいんかどうかということを心配してみえる世論も捉えてみるというふうに判断をいたしました。

続きまして、もう少しお願いしたいと思ったんですが、集団的自衛権とか、あるいは他国とのそういう連携して戦争に参加するかどうかということがひとつ問題になっておりますので、一言だけちょっとお聞きをしたいと思うんですが、アメリカがベトナム戦争やアフガニスタン戦争、イラク戦争など、これらについては正当な理由もなく間違っただ戦争を始めた。これは後ほどはっきりするわけですが、そのときに日本政府は、無条件でこれを支持し、その後アメリカはこれらの戦争は間違っていたという発表もしましたけれども、日本政府は現在でも反省も検証もしておりません。アメリカ言いなりの日本の姿に対して、安倍首相から国民への納得のいく説明はなかったというように私は感じております。

こうした対米従属の日本の姿勢では、集団的自衛権の行使は一層危険なものとなり、間違っただ戦争に巻き込まれることとなります。国政の問題ではありますが、地方自治体へも大きな影響をもたらす問題であり、郡上市からも多くの方が自衛隊に入隊しております。この問題についての市長の御認識をお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 国際政治上のいろんな政策というのは、そのときそのときで判断を迫られるものでありますから、後になっていろんな諸事情も、その政策、意思決定をするときよりはいろんなことが明らかになってきたときに、いろんな評価をされると。そういう意味では、歴史の評価というものに委ねられている点があるかもしれませんが、先ほど野田議員がおっしゃったような見方があることは事実であります。

そうであればこそ、先ほど申し上げましたように、今回の問題は国民の国家の安全、あるいは国民の安全ということを守っていくためには、何が一番いいか、そして立憲主義に基づく法のもとの政治行政という日本の体制の中で、先ほども申し上げました2つの論点の問題をどう考えていくかということについて、慎重に議論をしてもらいたいというふうに思います。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ありがとうございます。今、きのうも各地で大きな集会が行われておりまして、新聞を見ると一般の新聞には余り出ておりませんが、2万人、1万人、何千人、名古屋市でも京都でも行われとるんですね。それらを聞いてみますと、「初めて参加した」と、「もう

黙っておれんのか」というような声も出ておりました。ぜひともこの問題については、今市長もおっしゃられたように、慎重な審議、そして納得のいく審議を通して、正しい方向に進むことを期待をしたいというように思います。

次に、2つ目の公共施設の再編についてお願いをしたいと思います。

これは、数年前に公の施設をだんだん使わなくなったところもあるし、それから改修に大変やし、老朽化もふえとるということで、これをどうするかということをして700ほどの施設を上げて計画を出され、その後もうこの検討は進んでおるといふふうに思いますので、こうした実態の中で、今国も公共施設の再編ということで、地方自治体の総務管理計画の策定を求めていると。来年の2016年末までには、ある程度それを策定して、今後の方向を明らかにさせたいと。

これは、一つにはそういう施設の維持管理にお金が大変かかっておるといふことや、それから老朽施設を建て直すかどうかということも、十分な検討が必要であると。特に、人口がどんどん減っていく中で、今後は統合したり、ほかの使い方、あるいは民間に任せるといふようないろんな方向があるだろうということ、計画を立てるように要請があるというように聞いております。

郡上市では、この問題についてどのような進め方で取り組んでおられるか、お聞きをしたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

この合併をした郡上市において、公共施設等いろんな施設を今後どのようにしていくかということとは、改めて国から言われるまでもなく、これは取り組んでいかなければならないことではありますけれども、国のほうからも昨年、平成26年4月22日付で総務大臣から、今いろんなインフラ施設が片一方では非常に老朽化が進んでおると。それからまた、人口の減少等でいろんな需要という問題にも変化が起きてると。

片や、また財政も非常に厳しい状況にあると。あるいはまた、国土強靱化というような形で、やはり災害等にも備えていかなければいけないと、こういうようなことでございまして、ぜひ各地方公共団体においても、こういった公共施設等の今後のあり方ということについて、総合的にこれをまず検証、検討してもらいたいということで、各自治体に公共施設等総合計画というものを立ててくださいと、こういう話になってきとるわけでございます。

御指摘のように、郡上市におきましても、本当に数からしますと約700ぐらいの公共施設等がございまして、そういうものをこれからどうしていくかということについて、しっかりした基本的な調査をしながら、そしてそれをどうするかということについては、十分市民の皆さんの意見、あるいは議会の意見をよくお聞きしながら進めていきたいというふうに思っているところであります。

そこで、具体的な作業といたしましては、今年度と来年度とかけまして、そういう郡上市公共施

設等整備計画というものをつくる作業を進めていきたいということでございます。それで、この作業には一部非常に専門的な膨大な調査が必要でございますので、平成27年度認めていただきました予算に基づきまして、一部専門のコンサルタントに調査の委託をするということにしておりまして、過日いろいろプロポーザル等の手続を経まして、株式会社パスコ岐阜支店というところにいるいろいろな作業を委託することと決定をいたしました。

そういうことで、これは2カ年にこれから27、28年度の2カ年をかけて、しっかり調査をしていきたいというふうに思っております。

その策定の考え方ですが、ただいま申し上げましたように、まず大変たくさん数ある郡上市の公共施設等について、実態ですね、例えばいつごろ建設されたもので、どの程度の利用があって、それからどの程度の経費がかかるとか、いろんなことをまず基礎的な調査をしたいというふうに思っております。

これにつきましては、既に事務的にはその700棟の施設についての集められる限りのデータというものは、集めておるわけでございますが、そういうものをもとにしまして、今後かなり老朽化が進むであろうと思いますので、そういうものの中で残すべきものはどういうものなのか、あるいはこれについては、全体の、市全体の中で、今後改めて改修とか建て替えていうことをしないというようなものはどうしたらいいのかとかいうような、いろんな検討を進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そういうその市民の、あるいは郡上市としての考え方をまとめる際には、コンサルタント等に丸投げをするのではなくて、しっかり論議をしながら、あるいは皆さんの意見もお聞きをしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 市民の意見もよく聞いて、コンサルに丸投げではなしにということで当然のことではありますが、ぜひそういう形でやっていただきたいんですが、この施設は、要は市のものではありませんが、市民のものでもあると、市民の資産でもあるということで、非常に大事なものですし、今後これの例えば取り壊すとか、あるいは民間へ移すというようなことになると、その問題が今後どうなっていくかっていうことも、きちんと論議していく必要があると思いますので、特にこの計画作成の段階で、市民の声も十分聞いて進めていただきたい。

もちろん、そういうふうに言われたわけですがけれども、お願いをしたいと思っておりますし、特に学校の統合でありますとか、あるいは先般議会意見交換会ですね、報告会を行った折にも、お年寄りが寄れる場所がほしいとか、いろんな要望が出ておりました。

それは、今ある施設をいかに生かしていくかということでもありますので、そういった点も含め

て十分な論議をしていただきたいと思います。

ここでは、今お話のあった700程度の施設のことを言われましたけれども、このほかに例えば道路とか、橋梁とか、そういった施設といいますか、公共のそういうものについても、これは今後それをいかにして市民が使っていけるようにするかということで、前にもトンネルが落ちたり、橋が落ちたり、郡上の橋も随分たくさんありまして、その中にはもう何とかせにやいかんやつがあって、とりあえず改修をしてというようなことで、今進んでおるように聞いておりますので、こういった問題も目配りしながら進めていかなきゃいけないというようなことですので、そういった点についても一言、どのような進め方でってということをお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今当面この調査をしながら進めていこうとしてる計画は、公共施設等の総合管理計画ということで、ただいまお話がありましたような道路とか橋梁であるとか、そういったものもインフラですが、そういうものについても含んだ形で、これからあるべき基本方向を定めていきたいと、探っていきたいというふうに思っております。

この総合計画というものをつくった後に、しかる後に先ほどおっしゃったような道路、橋梁等、あるいはそのほかの施設分野ごとの個別計画っていうのをつくるというようなことの中で、各論的な議論をしていかなければいけないというふうに思ってます。

今お話がありました中で重要な点を御指摘いただいていると思いますけども、確かにこういった施設のありようは、これから人口が減少していく、これは人口をなるべく減少させないように努力をしていくってことなんですけど、それでもそういった変化を受けざるを得ない郡上市における市民の生活のありようを規定するということになると思います。

そういうことで、どのようなこの広い郡上の中で市民が生活をしていくかということと、この施設の配置等のあり方は密接に関連をしているということだと思いますし、それからもう一つ大切なことは、確かに市民は今あります公共等施設の利用者であるのと同時に、その管理運営の費用の負担者であるという、利用者であり、自分たちが負担をしていかなければならないという両面を持った中で、どう選択をしていくかと、それを受け入れていくか。あるいは、新しいいろんな工夫を凝らしていくかということ、これは行政、市民みんながやはり知恵を絞りながらやっていく必要があると、方向を見出していく必要があるというふうに思いますので、そんな基本的な考え方で取り組んでまいりたいというふうに思います。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今言われたとおりだというふうに思いますけれども、人口減少社会だから、何ともならんのかなというような考えのもとに、どんどん切り捨てていくということがないように、

ぜひ今のような形で慎重に進めていただきたいと。

特に、この地域の固有のそういう施設については、地域の生活、あるいは文化、環境、また仕事にまで関連をしておるといえるように思いますので、こういった地域全体のこういうつながりといいますか、システムといいますか、そういったものをより活用できるような方向でね、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、3点目をお願いいたします。

これは、国保の広域化、これは都道府県で財政を一括して考えるという、都道府県下というようない方をしておりますけれども、この制度について、これはこれからの3年ほど後にそういう格好でなっていくわけですので、ぜひともお聞きをしておきたいというふうに思います。

ことし3月に政府は、医療保険制度改革関連法案を閣議決定をし、国会に提出しております。論議もされておるようですが、国保の都道府県単位化を初めとする医療費抑制策の強化ではないかと心配するわけですが、あるいは保険給付の縮小と患者負担増などが危惧されております。

この都道府県単位化と関連をする医療費抑制策、負担増は、郡上市でどのように影響が出てくるかと捉えてみえるのか、まだ国保は先の話ですけれども、具体的な仕事はどんどん進んでまいりますので、ここのところでお聞きしておきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいまお話がございました国保の広域化等に関する動きでありますけれども、先ほどおっしゃいましたこの医療保険制度改革関連法案というのは、ことしの3月に提出をされまして、既に5月に国会を通過して成立をいたしております。

したがって、いろいろ議論の末、いろんなことが法律が成立をしたということをお話したいと思いますが、今御指摘の中で大きな問題は幾つかあるんですけども、その中で国保のいわゆる保険者としての運営主体が、都道府県化すると。

これは平成30年度からというふうになっておりますけれども、このことでもありますけれども、このことはこれまで全国市長会とか、町村長会とか、そういった市町村が一貫してぜひとも保険者というものを個々の市町村国保では大変規模の小さいところでは、その負担が大変なので、保険者というものをある程度のやっぱり規模にして、国保の運営の安定化を図ってほしいということで、国保の都道府県営化というのは、一貫して市町村の側から、主張をしてきた事項であります。

それは、今回実現をしたということなんですが、一方都道府県の側は、比較的慎重でございまして、今まで各市町村で行われている国保を、都道府県が少なくとも運営主体になっていくということについては、非常に全国知事会等でも慎重でございました。

特に、その中で論点になったのが、非常にその財政運営の脆弱性といいますか、そういったことで、もっと国がいわゆる公費を入れてくれないと、都道府県としてはなかなか引き受けられないと、

こういうような議論がございまして、後で申し上げますが、国としては最終的には年間3,400億円ぐらいずつの公費を、これまでに比べて投ずるということを出してまいりました。そんな中で、この都道府県営化が平成30年度から進むということになったわけです。

保険者の統合ということでは、これまでも数年のこれで経験があるわけですが、後期高齢者につきましては、都道府県単位にしましたが、これは市町村の一部事務組合という形で後期高齢者の医療保険の広域連合という形で、実質上は一本化をしたということですが、今回は国保財政の運営主体をまず都道府県がやりましょうと、こういうことになったということです。

これについてのいろいろな影響ということなんですが、郡上市なんかにとって、これがどういふふうになるかということなんですが、後期高齢者の広域連合は、その保険料等について県で一本の保険料の定めになっております。今回この国保は、運営主体が都道府県化をしますけれども、いろいろ市町村にとっても、県にとってもいろんな議論があるわけです。

例えば、非常に健康とか、いろんなことをみんなが地区住民が一生懸命気をつけていて、医療費もそんなにかかってないと。それから、保険料、保険税もそんなにかかってないところが、一本化したためにかえって非常にそんなに医療費はかからないのに、保険料のほうは納めなきゃいけないというような問題が出てくるかもしれないというようなことの中で、いろいろ話された中で、当面はその運営者は都道府県ですけれども、そのいわゆるこれまでの郡上市でいうと国民健康保険税、あるいは保険料として取っているところもありますが、その取り方については、県一本ではなくて、やはりそれぞれの市町村ごとの医療のかかっている水準であるとか、あるいはその市町村の所得水準であるとか、そういうようなことを勘案をして、県のほうでそれぞれの市町村に納めていただくその分布金と申しますか、一種の割り当てを計算してお願いをしますと。

したがって、今後も都道府県営化しますけれども、国民健康保険税、あるいは保険料に相当するものは、そういう一本化した県の国保からの要請に基づいて、その分布金が納められるように、それぞれ保険税なり保険料を定めて納めてくださいと、こういう形になるというふうに聞いております。

ただし、それがゆくゆくはだんだん平準化をしていくという、一本化ということに伴う平準化もしていくということも、目指してるんだというふうにも聞いております。

国保のこの都道府県営化に対しまして、郡上市の場合にそれがちょっと損得論という悪いんですけれども、どんなふうになるかと。

もしそういう分布金というようなものを課せられて、納めるという形になるとどういふことになるかということでありまして、現在の郡上市の国保税というのは、納めるほうの税は平成26年度の1人当たりの調定額で見まして、岐阜県平均が11万6,727円のところを、12万698円ということでありまして、42市町村の順番からしますと、高いほうから15番目、県の平均を100としますと、

大体指数でいうと103.4ぐらいの保険税をいただいているということになります。

片一方その1人当たりの医療費のほうは、平成26年度の実態でいきますと、岐阜県平均が33万7,730円に対して郡上市は32万576円ということで、県平均を100といたしますと、ほぼ95というような医療費になっております。

したがって、先ほど申し上げましたように、医療費の水準を見ながら分布金というものを課せられるというふうになったときに、今の郡上市のような状態であれば、都道府県営化したことによって、今までよりも保険税が著しく高くなるということはないだろうと。今医療費そのものが低いわけですから、そういうふうを考えております。

それから、もう一つ都道府県営化ということをするに際して、先ほど申し上げましたように、当面は国は公費投入を1,700億円、最終的には3,400億円投入をしますと、これからですね。これは消費税の増税とか、いろんなことに今後関係してきますが、そういう中でそういうふうになってきますので、仮にこの3,400億円ほど公費投入がふえるということになりますと、郡上市でいうと、ちょうど被保険者の1人について年間1万円ぐらいの軽減ということにもなるというふうに思います。

そういうことで、この今回の制度改正というものは、郡上市にとってこれがひどく悪化をするとか、そういうことはないというふうに見ております。

あとおっしゃったように、そのほかいろいろこのかかった患者負担の問題であるとか、あるいは例えば食費の問題であるとか、あるいは大病院へ紹介者なしに行った場合の初診料とか、いろんなことがやはり議論をされておりますが、これは都道府県営化するか否かということももちろんありますが、やはり避けて通れない、先ほど申し上げましたように、やはり公共施設の場合と同じように、国民はそういう医療保険制度の受益者であるのと同時に、やはり費用負担者でありますので、そういう中でやはり調和をもって、いろんなことが考えられていかなければいけないだろうというふうに思っています。

特に、これからベビーブーム世代が75歳以上に差しかかってまいって、高齢者の医療も大変ふえてきますし、いろんな面でやはり人口構造の問題っていうのは出てまいりますので、いろんな工夫も片一方では必要だろうというふうに思っています。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 詳しく説明をいただきまして、先ほどまだ論議と言いましたのは、こういうことではなしに、いまだにこの問題は論議されとるという意味なんです。

今後特にこれはお医者さん方のつくられた雑誌ですけども、この中でも国民保険料がどんどん上がっていくのではないかと心配されております。そして、今言ったような形での国費の投入によりまして、今であれば郡上市は保険税は上がらないように支援制度を行っておりますね。そういうも

のがだんだんできなくなってくる。仕組みが違いますのでね、そういうようなこととか、あるいは今回細かく例えば食費であるとか、あるいは高齢者の窓口負担が1割を2割にするのではないとか、いろんな動きがありますので、そういうことに対してやはり十分検討しながら、郡上市としては皆さんが本当に安心してお医者さんにもかかれるし、また健康な生活が送れるようにしていくということが非常に大事だというふうに思います。

そういった点で、この問題がまだ続いておるといふふうに私感じておりますので、さっきそういう論議をお聞きしたんですが、まだこの後もこういう問題は論議をしていかなければならないというふうに思います。

このほかに今回は特に低所得者に関する支援制度というものが組み込まれておるようですね。そういった点についても、ちょっと皆さんに紹介していただきまして、今後ともそういうものが本当に生かされているかどうかというふうなことで、これは健康福祉部長で結構でございますので、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 国保の広域化については、ただいま市長から御答弁させていただいたとおりでございますけれども、繰り返しになりますけれども、国のほうではいわゆる低所得者に対する支援策として、今年度の国の予算をもって総額で1,700億円というものが予算化された。このことについては、今年度の郡上市の国保の財政においても、いい意味で影響を与えるというふうに考えてございます。

あわせて、低所得者に対する支援という部分におきましては、今回の議会でも議案上程をさせていただいておりますけれども、限度額の引き上げをお願いする一方、5割軽減、2割軽減という部分につきましては、その限度額を見直しをさせていただく中で、そういった低所得者に対する配慮という部分につきましても、対応していきたいというふうに思っておりますので、今後も国の情勢等十分に注視しながら、郡上市にとって健全な国保運営ができますよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 先ほどの答弁の中で、これは県が標準保険税率といいますかね、それを示して、それに対して各市町村が保険事業納付金というような形で入ってくると。それと、これに出たものに対して合うような形で出してくんらんということやというふうに思うんですが、先ほどの説明では、たしか納入は12万円ちょっとで、15位やというように言われたというふうに思うんですが、私の去年の25年度でしたかな、決算では、たしか国保税の額は8位やったというふうに思っておりますので、その点についてちょっと説明があればお願いします。



○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 年度によって他の市町村が国保税等の引き上げをされれば、やはり上がってまいりますので、私が持っております平成26年度の県から出ております資料によれば、間違いなく15番目でございます。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） いろいろ丁寧な御答弁ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、野田龍雄君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

（午前10時54分）

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時05分）

---

○議長（尾村忠雄君） ここで、市長より発言を求められておりますので許可いたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

先ほどの野田議員の御質問の中で、最後のほうで国民健康保険料、あるいは保険税の岐阜県内における郡上市の位置について、確か8番目だったと思うがという話がございます、私は15番目と申し上げました。これは、15番目、私が申し上げたのは、42市町村の中で比べると、高いほうから15番目ということでございまして、確かに21市という岐阜県の市だけということになりますと、平成26年度も高いほうから8番目でありますということでございますので申し添えます。

---

#### ◇ 上 田 謙 市 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。今回は第2次郡上市男女共同参画プランの推進についてということでお尋ねをいたします。

初めの質問です。平成11年、男女がお互いに人権を尊重して、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するための男女共同参画社会基本法が、国によって制定をされました。

その法律には、男女共同参画社会を実現するということは、女性にとっても、男性にとっても生

きていきやすい社会をつくるということであり、21世紀の我が国の社会を決定すべき最重要課題と位置づけられておりまして、日本のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であると、法律では明記をされております。

そうした国の方針を受けて、郡上市では平成22年3月、郡上市男女共同参画プラン、これが計画書でありますけれども、こうした計画書が策定をされまして、昨年度までの5カ年にわたり、男性も、女性もともに生き生きと暮らせる社会を実現するための施策が展開されてまいりました。

そこで、最初の質問ですが、この第1次プランを推進したことの成果と問題点はどのようなものであるか。そして、第2次プランに向けた課題と目標はどのようなものであるか、田中市長公室長にお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、この5年間の取り組みの中で、確かに家庭、あるいは地域におきましては、個々の考え方がございますので、ベースのところではさまざまな進展をみながらも、固定的な性別、役割分担意識というものがあるといふふうに思っております。

そうした中で、この5年間の取り組みだけが、直接の成果をみたということではないと思いますけれども、一つの指標となる市民意識の中で、「男女ともに仕事をし、家事、育児、介護の役割も分かち合うのがよい」と。こういうふうな考え方を持たれている市民。こうした象徴的な質問に対する市民の回答が、平成22年では72.1%であったものが、今般、5年過ぎまして76.7%ということので4.6%アップをしたということでもありますので、家庭を含めた基本的なこの男女の役割分担につきましても、いわゆる共同参画といいますか、共同化へ向けた意識のそうしたアップというものはあったといふふうに受けとめております。

それから数字的には2つのもの、それから1の実感ということで、成果というものを御紹介したわけですが、市の審議会等へ参画される女性委員の就任の割合についてでございますが、平成22年度には20.1%でありました。第1次プランでは、26年度には35%を目指していこうといふふうにしておったわけですが、実際に平成26年4月の段階では35.5%を達成をしたということでございます、これ、県下の平均26年の全県下の平均では28.7%ですから、これを大きく上回ってきておる女性委員の就任、参画ということがございます。

次に、市職員の管理職員への女性登用についてであります、平成22年4月1日段階では、全職員、全職種、これは看護師とか保育園長、幼稚園長等も含むわけですが、これで4人でありましたが、現在、平成27年4月1日では21人ということで5.25倍、全管理職に対する割合が4.7%から18.1%に増加させてこれたということがございます。

このうち、一般行政職につきましては、女性管理職は22年ゼロでございましたが、現在は7人ということで、それぞれ持ち味を生かして頑張ってもらっているところでございます。

これも県下の状況と比較しますと、26年の統計でいけば、全県の平均が全職種では15.8に対して、郡上市が18.3、一般行政職の管理職の分野では8.6に対して、郡上市が9.7ということで、ともに岐阜県の平均値を上回ってきていると。まだまだ、しかし、十分ではありませんので、さらに能力開発、あるいは研修の機会を持ちながら、もってさらに女性登用を進めていきたいと考えてございます。

また、1つの実感と申しましたのは、非常に、いわゆる男女共同参画の推進会議のメンバーの皆さんが、非常にお元気に活動を5年間やっていただきました。私も、毎回出たわけですが、特に、ともいきフェアということで取り組まれておりましたが、市内の企業による職場自慢コンテスト、あるいは、これは女性がどのように、そこで生き生きとやっけるかというコンテストでありました。

あるいは男女雇用均等に関する啓発的な講演、あるいは郡上で輝く女性をゲストに、活動内容や夢を語る大女子会、さらには人生をより豊かに、ハッピーに生きるんだというふうなカフェのような集い。こういうことをこの会員のメンバーの皆さんが、実質主体的に開催をしてくださいました。

その皆さんがつながりをどんどん広められて、触発されて、さらにそのメンバーの皆さんがお元気になったというふうなことを、私としては実感として持っておりますし、こうした取り組みが岐阜県の中にも取り組まれておりますので、県の一つのモデルと郡上市としてはなっけておるといふふうにして思っております。

そこで、課題でありますけれども、どんなことでも広報啓発をいろいろと取り組んでみても、なかなか十分に我々の思っけておるほど伝わっけてないということがございます。

このことにつきましては、今回、特に推進会議の委員のメンバーの任期のかわりでありましたので、新しい27年度からの委員につきましては、市内の金融機関、あるいはメーカー、あるいはスキー場、第三セクターの会社、農協、社会福祉協議会、さらにはNPO団体と。そういう出身母体と申しますか、母体の中から選出して出っけていただくような形も、一部とっけてございますので、その委員が出っけてこられて、また母体に帰られて、そうした思想と申しますか、そういうものを職場、母体において広げっけていただけるという仕組みづくりをしてきております。

また、職員チームにつきましても、以前は十分に機能してなかった面もありましたので、反省をしながら、今回の策定から大いにかかわっけてもらいましたので、そういう意味でいけば、いわゆる各部、各課が男女共同参画の意識を持っけて、そこそこのさまざまな施策づくり、その推進に取り組んでいけるということで広がりを持っけていくというふうなことを考えております。

長くなりますので、以上いろいろとありますが、現在、地方創生の中でも、女性の活躍、あるいは

は子ども、子育ての支援を議論しております。結婚、出産、また社会での女性の活躍ということにつきましては、希望をかなえていくという施策を総合戦略の中で、一杯盛り込んでいけるように努力していきたいと考えております。

それから、最後に、このプランの基本的な今回の目標、対策としましては、大きく3つの柱を定めました。1つは、男女共同参画意識の醸成、もう一つは、男女共同参画のあらゆる取り組み。そして配偶者等からの暴力の根絶と。それぞれに、さらに3つの分野。

さらに、その中から具体的な取り組みというものを、このメンバーの皆さんが、ほんとに手づくりでつくってございまして、しかも、このプランの中に、私たちの取り組みという表現で、決して市のやることではなくて、自分たち自身が取り組んでいくんだというふうなプランの盛り込み方をしてくださっておりますので、まさに協働型でこの運動を広めていきたいというふうに思っております。

それから、御質問にありました目標指数につきましては、男女の権利が等しく認められていると感じておられる市民の割合という表現で、基準値、25年が31.8%でしたが、これを40%まで高めていきたい。それから、男女共同参画のあらゆる取り組みということで、例えば市の審議会への女性委員の登用率は40%まで高めていきたい。

それから、配偶者等からの暴力根絶につきましては、DVということの内容をしっかりと理解して、そうしないという意識を持てるという割合を80%まで高めていきたいと。このような数値目標を設定をさせていただきました。頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 第1次プランの実施によって、男女共同参画社会づくりに対する市民の意識も向上をたし、そして、特に審議会等での女性委員の登用についても、あるいは管理職の登用についても成果があったというお話でありました。

第2次プランの課題等については、これから質問をさせていただきたいと思っております。

第2次郡上市男女共同参画プランの策定に当たり、市民意識調査が実施をされております。男女の地位の平等感についての調査結果を見ますと、「市民が最も男女の地位が平等であると感じているのは学校教育の場」と答えているようであります。これは、男女が互いを認め合い、尊重し合うという学校における人権教育の成果だろうと考えられます。

そうした学校教育での成果が、家庭教育や生涯学習に反映するための有効な施策に、そうしたことをどのように推進していくかが大事なことだと思いますけれども、青木教育長はどのようなお考えでおられるか、お尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、学校における人権教育の成果を家庭教育、あるいはその地域社会の教育にどのように広げていくかということについてお答えをしたいと思いますけれども、その前に、学校で、今どのような人権教育が行われているかということについて少しふれたいと思いますが、学校で行われている人権教育は、知識とともに人権感覚や行動力を高めるということを目指して実施しております。

例えば、授業では人権に関する知識や意識の向上について、基本的な人権の尊重というものを内容にして、平等権、それから共生社会のあり方について学んでいます。

具体的な内容としては、部落差別からの解放、それからアイヌ民族への差別撤廃、在日韓国朝鮮人への差別撤廃、そして男女平等社会の実現、障がいのある人への配慮などについてですが、共通するものは、お互いを尊重し、互いに助け合っていく。そういう社会を築くという考え方であり行動力です。

もう一つ、授業以外に、日常の活動、あるいは学校の行事等では、それぞれの学校で、例えば○中学校人権宣言というものをつくっておりますが、そういったものに基づいて、いじめの克服、あるいは行事を成功させるために男女や学年を超えて協力をする。こういった、助け合いの考え方や行動力というものについて、身につけているというのが、現在の学校における人権教育の内容です。

こうした内容を、家庭教育や地域社会でどのように入れていくかということになりますけれども、私は、知識よりは、まず行動だというふうに捉えております。具体的には、生活の中で協働ということを実際に実践することだというふうに考えております。

例えば、家庭では家事や育児を分担したり、交替をするなど家庭内での協働を実践することだというふうに考えておりますが、その手助けとして、教育委員会では、市民アイデア講座の料理に関する講座、あるいは乳幼児学級などを開設しておりますし、乳幼児学級、あるいは家庭教育学級では、男女の平等だけでなく、母親、あるいは父親の役割についても学んでいただくような内容としております。

また、地域社会では、美化活動やサークル活動、そして文化祭などを多くの人たちが年齢や性別を超えて協力して活動をするということが大事だと思っております、そういったことが活発にできるようにということで、これも地域や地域公民館で自治会等の諸団体と連携をして、協力をして活動するということを進めております。

公民館活動や自治会の活動については、さらに今後、よりその団体の役員になっていただくという方。あるいは中心になって動いていただくという方に、女性や青少年を位置づけるということが大事だというふうに思っておりますので、そういうそれぞれの立場に立っていただいて、互いに協力をするというような活動の仕方を一層推進する意味でも、今申し上げたような組織体制への位置

づけというのが重要になってくると思います。

公民館活動にかかわる会に、女性が活動していただけるような、そういう意味での参加者数をふやすようには努めておりますけれども、社会教育委員会では15名の委員のうち、各地域からの委員というのは男女1名ずつになっていただくようにしておりますし、市の連合PTAでは、男性の役員ばかりにならないようにということで、2つの地域からは女性の役員を選出していただくということで、いずれにしてもそれぞれの組織の中で女性の方が位置づいていただいて、あるいは青少年が位置づいていただくということによって、性別、年齢を超えて協力して活動できるようにしたいと思っておりますが、こうした活動が、より成果を上げるためにも、まずは、私は、教職員や、あるいは市の職員、そしてここにお見えになる議員の皆さん方が、まずは率先をしてそういったそれぞれの家庭で、あるいはそれぞれの地域で男女共同参画の理念に立った行動をするということが、より効果を上げていくものとみて考えております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 議員として学校の行事、例えば運動会であるとか、入学式、卒業式に出席をすることがあります。気がつくことは、最近の傾向ということではないいんでしょうが、女子児童、生徒の応援団長というのも珍しくなくなりましたし、児童会や生徒会の会長を女子児童、生徒が務めていることも、それほど奇異に感じることはなくなりました。

そうしたことが、学校教育の場では不思議ではないのに、社会へ女性が出て、そうした活力とどうか、行動力が失速するのは、どういうことやらんということを思う時があります。

例えば、今度の意識調査でも、女性が学校教育の場以外の全ての分野において、どちらかといえば男性のほうが優遇、または優先されているというふう意識として感じているという回答が多いわけでありまして、女性はさまざまな場で不平等と感じている、その意識が強いようではありますが、それを改善するには、今教育長が言われましたように、特に議員もそうですけれども、今回の計画でも市議会は推進体制の中に位置づけられておりますので、そうした男女の意識に対して、男女共同参画の実現を目指しての行動をとっていかなければならないというふうに思っております。

次に、さらに今回の調査では、今後郡上市が最も力を入れていくべきこととして、高齢者や病人の施設や介護のサービスの充実と答えおります。今年度から始まった第6次介護保険事業計画を実施していく中で、市民のそうした期待に応えて、どのような介護サービス事業に反映をさしていく考えであるのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

今ほどお示しがございました今年度から3年間を計画期間といたします第6期介護保険事業計画

でございますが、この計画を策定する際に、65歳以上の方を対象にして行った高齢者ニーズ調査、別名日常生活圏域調査というような言い方もしてございますけれども、この調査におきまして、「介護が必要になったらどのように生活したいか」という問いに対しまして、「自宅で家族の介護や介護保険サービスを利用しながら暮らしたい」と、こういったお答えをされた方の割合が64.1%ということでございます。合わせて、「介護施設や高齢者向け住宅で暮らしたい」この割合が14.4%。

介護サービスを利用しながら、住みなれた自宅での生活を望む声が多数を占めたというところでございますが、一方で、一人暮らし世帯の方にとっては、施設等で生活を望む割合が、割合としまして25.4%というところで、多い結果となっております。

この調査結果を踏まえまして、第6期の計画におきましては、介護が必要になっても、安心して暮らすための介護保険事業の充実と、こういった基本目標を一つに掲げてございまして、かかる事業の推進に取り組むこととしてございます。

このうち、施設整備におきましては、第6期の期間中に認知症対応型のグループホーム、予定では18床の新設というものを予定しております。施設整備に当たっては、高齢者のニーズを踏まえつつ、高齢者の人口や要介護認定者数の推移、施設入所者の、いわゆる待機者の状況であるとか、介護保険料に対する影響。こういったようなところを総合的に考慮をして進める必要があるというふうに思っております。

ちなみに第5期の期間中でございますが、特別養護老人ホームの新設と増設ということで、市内に70床、それから、ことしの3月でございましたけれども、グループホームの新設で18床の整備を行ったところでございます。

そこで、郡上市の人口でございますけれども、65以上の高齢者については、29年をピークとして、それ以降は減少するというようなところを推計しております。また、介護認定率が高くなる85歳以上の方につきましては、平成の31年までは増加し、その後は減少するといった、こういった推計であるとか、住みなれた自宅での生活を望むニーズ調査の結果などを踏まえまして、今後の施設整備につきましては、建設コストがかさむ特別養護老人ホーム、こういった規模の大きな施設よりも、グループホームなどの地域密着型の居住系施設を充実していきたいと、そんなような方向で考えていきたいというふうに思っております。

第6期の計画でございますけれども、今後増加が見込まれる認知症対策を進めるために、先ほど申しましたが、平成29年度にグループホーム18床の新設というものを計画に盛り込みをさせていただいております。

また、いわゆる在宅での生活を支援するためということで、介護サービスの充実はもとより、医療や介護、福祉など多職種が連携した取り組みというものも進めているところでございます。具体

的には、医師会が主体となって組織された地域包括ケアのネットワーク推進協議会。ここが中心となりまして、利用者の情報の共有であるとか、先般は全戸配布させていただきましたが、在宅医療、在宅介護支援マップというような、こういった小冊子でございますけれども、これもこの協議会が中心となって市民への啓発活動の一つとして取り組んだものでございます。

また、今、この協議会の中では、24時間在宅医療、また介護提供体制。これ非常に課題が大きゅうございますけれども、こういったところの構築に向けても、現在、検討を重ねさせていただいているところでございますので、よろしく願いをいたします。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 第6次のこの回の計画を見せてもらおうと、要支援、要介護認定者数が増加をすると、特に認知症の認定者が増加するのではないかというような予測があります。そうした中で、確かに部長が言われるようにアンケートの結果でも、そして、国の方針は施設から在宅へというようなことであろうと思うんですが、こと男女共同参画社会の実現へ向けてのということになると、それぞれ家庭で親の面倒を見なければならないことが、社会へ出るとか、社会で活躍する場を阻害してるといような一面もあると思いますので、私、今回の3年間でグループホームの18床、1カ所の新設ということですが、男女共同参画社会の実現に向けたという視点から見ると、ちょっと十分なそれは対応であるのかというような疑問を持っておるということだけは申し添えておきます。

次に、4つ目の質問ですが、女性が仕事と家庭を両立させ、多様な働き方が認められるワーク・ライフ・バランスという社会を実現するには、事業所そして企業経営者、雇用主の理解と協力が必要であります。

女性が活躍できる職場環境の要件整備について、郡上市はどのような具体的な支援策を考えておられるのか、商工観光部長にお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、私のほうからは、職場環境について御回答をさせていただきたいと思います。

まず、男女共同参画プランでございますが、このプランには事業者に対して求めるものというものは、大きく2つあるんじゃないかなろうかと思っております。

1つは、このプラン、男と女と書いてヒトとヒトというふうにして読ませるプランでございますが、その人と人が職場で固定的な役割分担に捉われないで、さまざまな活動ができるよう意識し、個人の能力を最大限に発揮して、男女がともに働きやすい職場環境をつくりましょうという点が1つでございます。



それからもう1つは、同じように人と人がともに仕事と家庭、家事、あるいは育児、介護でございますが、そういった家庭や地域の活動を両立できる職場環境をつくりましょうという2点じゃないかろうかと思っております。

このようなことを念頭に、平成26年12月1日、昨年の12月の1日でございますが、市内中堅企業の経営者さん方と経済懇話会を実施をしております。そこで、市長さんのほうから、女性の働きやすい環境づくりについてということで、経営者の皆さんに課題を提出をさせていただいております。

その課題に対しまして、企業のほうからは、例えば職員の申し出によって育児休暇期間中の勤務時間の短縮制度、あるいはノー残業デーの徹底、あるいは職員同士の思いやりによりまして、お互いに早く帰るよう声がけをするといったような事例が報告をされておるところでございます。

そういった職場の風土づくりが、企業の魅力向上につながる。ひいては現在求人倍率が1.0を超えておりますもんですから、大変企業としては必要な人材を確保することに苦勞してみえるようでございます。これからは、こうした働きやすい環境づくりに積極的に取り組むということが、経営者さん方の共通した課題認識でございました。

労働環境の面から、このワーク・ライフ・バランスにつきましては、冒頭申しましたように、女性はもちろん男性も同様でございます。男性についても育児休暇の取得促進、あるいは早く家に帰って、育児や家事の分担できるような職場の環境づくりというものを、積極的に進めることが肝要でございます。今後とも、こういった事例を企業に情報提供する、あるいはそうした取り組みを積極的に進める企業を広報誌等で紹介をしまいたい。そういうふうと思っております。

それから、この支援策という点では、岐阜県の子育て支援企業登録制度がございます。これにつきましては、昨年の12月末現在、郡上市では74社の企業が、既に登録をしているところでございます。

先ほど申しましたように、これについては、県のほうでホームページ等で企業名、あるいは取り組み内容の公表によりまして、企業の魅力を十分PRをさせていただいておることが、一つのメリットでございますし、もっと具体的なメリット申し上げますと、企業の資金融資に対しての金利の優遇、あるいは岐阜県の建設工事の入札参加資格におきまして主観点数が加点されるといったような、具体的なメリットが出ておるところでございます。

市としましては、より多くの企業が登録いただけるよう関係機関と連携しながら、そういった子育てに優しい職場環境づくりに努めていただけるようお願いをしまいたいというふうにして思っております。

また、職場におけるセクシャルハラスメントやマタニティハラスメントの相談につきましては、これについても岐阜県のほうで、男女共同参画プラザ、あるいは岐阜労働局の雇用均等室に、専門の相談員がおりますのですから、そちらあたりを紹介をして、相談に当たっていただくことを思っ

ております。

最後に、26年の補正で認めていただきました地方創生総合戦略の一環で、郡上市雇用対策協議会が、企業紹介番組を作成するようになっております。そういった中でも、子育て支援を実践している企業について、それも含めて製作を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 施策をとっていただいておりますというように理解をいたします。

ことしの年の初めだったのですが、路線バスに乗ったら若い女性がドライバーでした。あとから、その会社の社長さんにお聞きをしたら、どうしてもバスの運転手になりたいとあって、高卒の女性を2人採用したとかと言ってました。

ただ、普通免許を取得してから4年目というか、3年間を大型の、あるいは2種の免許は取れないというようなこともあって、その3年間は、事務職は会社に既に雇用しておるんやけども、そういうことで雇用をして、3年を待たんならん。そういう面でも、輝く女性を育成する企業への支援というのも、目を向けてもらいたいということでありましたので、そのことについての答弁をいただきたいと思いましたが、時間もあれですので、そうした積極的な企業も、市内にはあるということで、郡上独自の支援策もお考えをいただきたいというふうに思います。

次に、第2次プランでは、配偶者等からの暴力の根絶を目指して、郡上市DV防止基本計画が位置づけられましたけれども、そのような計画を策定しなければならない社会的背景、そして市の現状、解決に向けた今後の具体的な対策と取り組みはどのようであるか、まだ1問残っておりますので、健康福祉部長さん、端的に、すいませんが、御答弁をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

時間がございませんので簡単になりますけれども、まず、DV相談の現状でございますが、郡上市の昨年度の相談件数でございますが、延べで23件ございました。内訳としましては、電話相談が9件、来所による相談が14件ということになってございまして、前年対比で9件増加をしております。ただ、相談の実人数でございますけれども6人というところで、前年度の9人からは減少しているという状況でございます。

いずれの相談におきましても、夫の暴力によるというものでございまして、このうち1件につきましては、お母さんと子どもさんを緊急に一時保護をしたというような事例もございます。

そこで、今後における具体的な対策と取り組みということでございまして、その1つが安心して相談できる体制づくりかというふうに思っております。現在、市のほうでは、DV相談や支援を行

う専門の職員1名を児童家庭課のほうに配置をさせていただいて、いろいろなケースに応じた情報の提供であるとか、支援に努めさせていただいておるといふことをごさいます、こういった取り組みにつきましては、今後も継続して行っていきたいというふうに思っています。

2つ目が関係機関との連携強化というところも、非常に大切なことになろうというふうに思っています。現在、自殺予防であったり、DVの防止、また子どもさんであるとか、高齢者、障がいのある方の虐待防止。そんなところを総合的に、なおかつ効果的に進めるために、弁護士会であったり、法務局、警察署、また子ども相談センター、人権擁護委員等々で組織をしております郡上市のいのち支え合い虐待防止推進協議会。こういった組織を設置をさせていただいて、関係情報の共有に努めさせていただいておるといふところをごさいます、DV被害の相談や通報があった場合につきましては、緊急を要する。先ほど申しました一時保護というような措置もごさいますけれども、実務者会議、また個別のケース会議、こんな会議を開催いたしまして、個別事情に即した制度の利用であるとか、具体的な支援策、そんなところを被害者もしくは被害者にならないように、寄り添った適切な対応に努めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願います。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 実は、私は、裁判所の調停委員をさしてもらっています。家事調停の中で、こういうケースありました。妻から夫に対して、暴力で離婚したいと。夫の暴力で離婚したいということですが、双方に弁護士がついて、妻のほうの弁護士は診断書をもとに、これはDVであると主張するんですが、夫の弁護士のほうは、これは夫婦げんかの延長であると。これはDVではないというようなことで、途中で弁護士同士のということで調停は取り下げになりましたけれども、そういうことを見ておると、学校のいじめであるとか、家庭の児童虐待と、ほんとにこれ家庭のDVというのは似たところがあるなど。ただ、大人か子どもかは被害者が違うということだけで、そんなことを感じております。

このDVの解決方法についても、ひとつ弁護士さんとも相談をしながら、離婚なら離婚に向かうような、そうした方向を示してあげていただきたいと。もう一つの方法は、家事調停という方法もありますんで、PRしてはおかしいですけども、そんなことも紹介をしていただきたいというふうに思います。

最後に、市長さんにお尋ねをいたします。本年度からの5カ年にわたっての第2次郡上市男女共同参画プランでありますけれども、この男女共同参画社会の実現を目指して、第2次プランを策定した意義ということと、計画の実現に向けての施策の推進体制について、どのようなお考えであるかをお尋ねをいたします。

また、近隣の自治体では、男女共同参画社会の実現を目指しての地域づくりのためのということで、条例を制定をしている自治体もあるように見受けられますけれども、それにつきましてもどのようにお考えか、合わせてお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほど田中室長のほうから御説明をいたしましたように、第1次の男女共同参画プラン策定をいたしまして、5年間の歩みを続けてきたわけです。その中には、先ほども数値を上げて説明をいたしましたが、幾つか進展をした事項がございます。しかし、また片一方で十分こうした男女共同参画社会づくりというものが、市民の皆さんに周知徹底をされ、また、それに従ったいろんな実践というものが行われているかと言いますと、まだまだ不十分なところがあるというふうに思います。

そういうことで、第2次のこのプランが、市民の皆さんの参画によって、そしてまた、郡上市の職員においても、いろんな分野の職員がこれに加わって、こうした今度は第2次のプランができたことを、一つの大きな意義があるというふうに思います。

意識の啓発と、それから、あらゆる局面において男女の共同参画づくりと社会づくりというものと、それから、今お話のございましたDVのいわば根絶といいますか、そうしたことを大きく3本柱を掲げて、第2次のプランをつくったわけですけれども、大いに進めていきたいと思っております。

今、地方創生ということですが、地方創生には雇用の問題だ、基盤整備の問題だ、いろんなことがあります。やはりお互いに男女ともに住みよい社会をつくるということが、女性の皆さんにも、その地域社会に住んでいただけるということの大きなポイントであるというふうに思いますので、そうしたことを十分念頭に置いて、今後進めていきたいと思っております。

それから、男女共同参画の推進のための条例の制定についてでございますが、岐阜県内42市町村の中で、14ほどの市、町が策定、制定をしておるということであろうかと思っております。この条例という形で団体の男女共同参画に対する取り組みを、きちっと定めるということは、対外的にも、あるいは対内的にも市民の自覚を促し、また、外に向かっても一種の宣言にもなるわけですので、条例の制定というのは一つの有効な手立てだろうかというふうに思います。

他市の条例の内容等を見ながら、また今回この計画の推進のために組織をされました、この推進会議の皆さんの意見も十分聞きながら、検討をしてみたいというふうに思います。

（12番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） それぞれ御答弁をいただきました。以上で一般質問を終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定しています。

(午前 11時47分)

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（尾村忠雄君） 18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って、質問をさせていただきます。順次、お願いいたします。

今回の私の質問は、広報郡上に、27年度のそれぞれ各部長さんは方針を掲載されて見えましたので、それに従って、部長さんのもう少し広報に出ておっただけでなしに、それ以上に、もう少し聞きたいと思ひまして、それぞれ質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、農林水産部長さんにお願ひをしたいと思います。最近の少子高齢化時代を克服して、郡上の地で何とか生計を立てようと思うときに、まず、生活に最小限必要な収入源を確保しなければならないのは当然のことであり、サバイバルを考えたときに、農林業においては、ほかにはないと思ひます。このことについて、部長は、若い世代の農業参入を推進するため、就農者用研修施設整備の支援や地産地消、それに、農業6次産業化を推進しますとあり、そのほかにも幾つかの農地プランを策定され、これは非常に大事なことであり、私も共鳴するところであります。ぜひとも、これを推進していただきたい。しかし、農業については、6次産業という言葉が今までに何回となく繰り返されたにもかかわらずとっては、ちょっと言い過ぎかも知れませんが、一向にその明るさが見えてまいりません。郡上市合併以前から受け継がれている明宝のトマトなどのほかは、梅干しなどが少しありますが、郡上の特産物として発案すれば、トマトのほかにも、スイカのジュース、キウイのジュース、柿のジュース、梅のジュース、キュウリのジュース、イチゴのジュース、白菜のジュースなどなど、上げれば切りがありませんが、水分の多い野菜類は何でもジュースが絞れます。それにあわせて、野菜の加工食品もつくり、それが6次産業で特産物の開発であると思ひますが、また、生産施設をつくるには農林省からの有利な補助金制度がありますから、農家に説明する機会をつくり、奨励することが必要だと思ひます。

そこで質問ですが、農業6次産業、以上、述べてきましたことについて、農家に対して、具体的な例を挙げて、部長の6次産業に対する抱負をお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 田中議員の質問にお答えさせていただきます。

初めに、6次産業と言いますのは、農業などの第1次産業が製造・加工などの第2次産業、そして、流通などの第3次産業に業務展開する経営形態でございまして、農家などの生産者がつくりましたものをみずから加工して、そして、さらに販売するまでの行為を言っております。1次産業、2次産業、3次産業、それぞれ、その数字を足したり、掛けたりすることで、6が生まれますので、6次産業というふうに呼ばれてるような俗称でございまして。

農業の6次産業化をすることの利点といたしましては、まず第1点としまして、6次産業では、作物を調理して、加工して、それを商品として販売するので、農産物を直接出荷することは異なりまして、市場価格の変動に影響されないという点がございまして。

2つ目は、どこでも取れるような野菜などでありまして、商品化して、販売することによりまして、他の作物と差別化することができまして、作物のブランド化が図られることがあります。

そして、3つ目は、加工、ルーツ、販売、全てを農業者みずからの手で行うことができまして、それに係るコスト低減につながるというような点で、メリットがあるとされております。

一方で、デメリットといたしましては、経営は、農作物の生産だけではなく、商品の製造・加工、そして、さらに品質管理、そして販売業務まで行いますので、ある程度の人数の従業員を確保し、それぞれの工程で専門知識が必要になるということがございまして。

また、製造過程の工程におきましては、衛生面や品質などに厳格な管理体制が求められ、それに合った加工所や製造機器を整備する必要があります。

こうしたことから、加工施設の整備などのハード面、そして、新商品の開発や販路開拓などのソフト面、そして資金面などの分野におきまして、多くの支援策が国・県の制度事業として準備されております。

主なものとしましては、ハード面では、県の補助事業といたしまして、農業6次産業化促進支援事業があります。これは、県産農産品を利用しまして、商品開発及び事業化を行うために必要な施設ですとか、機械、器具類の整備の助成でございまして。補助率は事業費の2分の1以内で上限100万円となっております。

これを活用しまして開発された商品につきましては、紹介いたしますと、高鷲の農業生産法人によります切り干し大根ですとか、自然薯の加工品、白鳥の女性生産組織によります梅を利用した梅とろりですとか、柿ミルフィーユ、また、八幡の農業法人によります、ギョウザやワサビ漬けなどがございまして。

また、ソフト面での支援制度としましては、県の6次産業化実践アドバイザー派遣制度がございまして、6次産業を目指す県内農産業者を対象に6次産業化に向けた農産物の生産指導ですとか、

あと、売れる商品づくり、販路開拓、企業に向けた経営管理に対する助言を行います。アドバイザーの派遣に係る経費につきましては、県が全額負担するということになっております。さきに説明申し上げました、農業6次産業化促進支援事業とセットで活用されております。

また、国の制度といたしましては、6次産業化ネットワーク活動交付金がございます。新商品の開発、販路開拓などのソフト面が中心でございます。具体的には、新商品開発に伴う開発員の手当ですとか、市場評価の実施に伴う調査員の手当、また、チラシやポスター、デザイン料、販路開拓に伴う推進手当や出店会場の経費に対する助成でございます。補助率は事業費の2分の1以内となっております。昨年度は、高鷲と八幡の農業生産法人がこの事業を活用されております。

このほかにも、農産物を加工したものとしては、地元野菜などを利用したジュースでは、高鷲の生産団体が商工業者と連携して開発いたしました、春まちにんじんジュースや、八幡町の小那比茶からつくられましたペットボトルなどがございます。いずれの商品も地域の農業特産物を原料としまして、それを製造・加工し、ブランド力を高めて販売しておるものでございます。

いずれにしましても、農業6次産業化につきましては、それに適した農産物の発掘、加工施設の整備、商品のPRや販売方法、資金の調達、そして、人材育成など解決すべき多くの問題があり、田中議員の御提案にもありましたように、キウイや梅、柿など、せっかく地域にある資源がございますが、その資源が有効に活用されていないのが現状でございます。

今後は、それぞれの地域の特性に合った農作物を推進いたしまして、補助事業を有効に活用しながら6次産業化へ取り組みを支援していきたいと思っております。

また、これらの6次産業化を支援する方策だけではなく、農業全般に係る制度を一覧に取りまとめたパンフレット、ガイド等を準備いたしまして、農家説明会開きましたり、あと、ケーブルテレビなどの広報媒体を活用して、広く支援制度を農家の皆さんにわかりやすく周知していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

次に、私が一番心配しているところは、農林業の林のほうであります。農林部長の抱負の中に、「大型製材工場の稼働等で増加する木材需要に対して、原木の安定供給を推進する」とありますが、また、木材の需要についても、公共施設の木造化や住宅の新築、増改築など、需要に対しての抱負が上げられています。これも大切なことではあります。今、林業で、我々が一番期待をしていることは、供給をする木材のコストであります。今、終戦から約70年の歳月が流れて、国策によって、植林を奨励され、植林をしてきたほとんどの山の地主は60年前後過ぎて、伐期の来た山林を抱えて、やっとの思いで、山林収入が得られると大きな期待をしているところでありますが、諸

般の情勢はなかなか厳しいようです。林業に携わる業者に問い合わせてみますと、現在の状況では、伐期の来た山林を皆伐しても、山の地主に渡せる金は、場所によってはほとんどないと、そんな声も聞こえます。金が入らなければ、山の地主も伐採をしない。今、大きな問題に立ち向かっておるところであります。そうしたことで、質問としまして、大型製材工場、農林部長の木材需要についてはよくわかりますが、郡上の面積の約90%を山林が占める郡上市において、大型製材工場がどれだけ木材の受け入れに貢献していただけるのかが注目的です。このことについて、農林部長がいかに対処されるのか、お伺いをいたします。

問題は、山林を伐採しても地主に入る金が本当にどれだけあるのかということが一番皆さんが心配してるところであります。以上、質問いたします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） お答えいたします。

郡上市の山林は、議員御指摘のとおり、市全体面積の約90%としていまして、そのうちの約5割のおよそ5万ヘクタールが杉やヒノキの人工林となっております。これらは、議員御指摘のとおり、戦後、高度成長に伴いまして、木材需要にこたえるために、昭和30年から40年代にかけて植栽されたものでございます。これらの木が徐々に伐期を迎えつつあります。先人が育ててきた貴重な森林資源を今後有効に利用することが課題となるところでございます。

こうした中、大型製材工場が市内に建設されたということは、木材需要の増加に伴い、郡上市の林業全体が活性化されるものと大いに期待しておるところでございます。

その大型製材工場の稼働の状況ですが、長良川木材事業協同組合によりまして、工場はことしの7月に稼働開始いたしまして、製材施設及び乾燥、加工機器の調整を順次進めまして、本格稼働は9月になるということだそうです。

今年度の原木消費量は、約2万5,000立米を見込んでおりまして、本格稼働する来年以降につきましては、年間5万立米を消費する予定でございます。将来的には、約10万立米を目指すそうです。

現在、郡上市全体で搬出される建築用のA材につきましては、年間約3.5万立米と言われておりますので、それ以上の量がこの工場で処理されるということになります。

現在の木材市場の価格の状況ですが、杉材を例にとりますと、柱材などになるA材と合板等に利用される短尺材などのB材をあわせて、平均いたしますと、1立米当たり約9,900円で取り引きされております。県の統計によりまして、昭和30年代に、木材、木製品の貿易が自由化されて、それ以降、海外からの輸入材が大幅にふえまして、昭和48年の価格を100といたしますと、スギのA材は現在41%までに値下がりしたような状況でございます。

一方で、森林から木を伐採いたしまして、造材、集材して、市場まで運搬して、販売するまでの



諸経費でございますが、伐採する規模や山林の形状、運搬距離にもよりますが、例えば、1ヘクタールの山林から40立米の杉材を伐採し、20キロ先の市場まで販売することを仮定しますと、これを県の標準単価で試算すると、伐採と造材、集材コストが1立米当たり1万3,800円、そして、運搬及び市場コストが約4,700円かかり、諸経費につきましては、1立米当たり1万8,500円となります。先ほども申し上げました、販売加工が1立米9,900円ですから、机上の計算ではございますが、約8,600円の赤字になるということでございます。間伐生業の場合につきましては、補助金が1立米1万1,100円ほど交付されますので、それで、やっと、収益があるような状況となっております。

このような状況の中で、山林所有者に収益をより多く返還するためには、木材を高く売るか、もしくは、伐採から販売までにかかる経費を削減することが考えられるわけですが、製材工場で取り引きされる木材価格につきましては、長良川木材事業組合と郡上森林組合、そして、岐阜県森林組合連合会が集まって、原木需給調整会議で決定されます。市としましても、なるべく、山林所有者に有利になるような価格で買い取っていただきますように働きかけていきたいと思っております。

搬出コストの削減といたしましては、郡上森林組合では、山土場で木材を仕分けして、工場へ直接送ることによりまして、市場へ、市場への運搬や木材の積みおろし手間を軽減して、コストを下げるシステム販売というものに、今、そういう取り扱いを始めております。また、大型製材工場が市内に存在するということは、市内の業者にとっては、運搬費用を市外の外まで持ってくより安く抑えることが可能となります。こうした経費が削減されることによりまして、今後、山林所有者に還元できる金額がふえることが期待するわけでございます。

このほかにも、市では、造林推進事業によりまして、間伐生業に対して、国・県の森林整備の補助事業とあわせて、80%の補助を行っておりますが、今年度からは1ヘクタール当たり60立米以上搬出する場合には、90%まで補助率を引き上げることとしております。今後も森林所有者の、少しでも多くの利益還元ができるように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございました。

それでは、次に、商工観光部長にお尋ねをしたいと思います。

市の融資制度の拡大や、国・県融資、それに、補助事業の活用を初めとして、企業誘致まで着手をされ、そのほかにも多くの事業を計画され、また、外国への誘客は大変期待をされるところであります。

そこで質問ですけれども、人材を考えた企業誘致、企業の誘致について、市内にある誘致された工場で、現在120人前後、それ以上の従業員が働く工場の中で聞いてみますと、約半数に近い従業員

の方が市街地、または人材センターからの派遣社員で賄っておられる工場があります。ほかにも幾つかありますが、なぜ、誘致された工場に就職をしないのか、若い人たちに聞いてみますと、自分の体に合った職場がないというのがほとんどです。そこで考えられることは、大きな工場を誘致して、多くの人材を求められても、また、同じ現象が起きるのではないか。私が思うには、中規模の工場を幾つか誘致すれば、その中には、若い人たちがそれぞれ自分に合った職場を見つけることができるだろうと、そういうことを思います。部長さんの方針をお聞かせください。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、人材を考えた企業誘致という点で御回答をさせていただきます。

まず、御質問にございました、現在120人以上の従業員が働く工場という点では、少し規模を異義するかもしれませんが、郡上市内で従業員100人以上を雇用する工場について聞き取りを行いました。それが8社ございます。この8社のことしの6月1日現在の総従業員数は1,187名でございます。これは正職員、非正規職員あわせてでございます。この総従業員数1,187人のうち、市民の方が1,065名でございます。これは割合に直しますと、89.7%という率になります。これ以外に、従業員数以外の部分で、派遣会社からの派遣が40名というふうにして聞き取っております。

今ほど、御質問、御指摘がございましたように、若い人たちに郡上市内で就職していただく点につきましては、やはり、議員御指摘のとおり、求人と求職のマッチングの課題が非常に大きゅうございます。市内には、多種多様な雇用の場があつて、それぞれ希望する職場が選べるということは肝要でなかろうかというふうにして考えております。

一つの事例といたしまして、先月29日、5月29日に、新規就職者、就業者の激励会を開催しております。その激励会の中で、若者が市内で就職するために取り組んでほしいことはありますかということで問いかけをいたしましたところ、企業、職種をまさにふやしてほしいという意見が、これ79名の出席でございましたが、そのうち10人の方から回答がございました。8分の1の方がそういうことを考えておられるというところでございます。

郡上市の地勢、あるいは、こうした若年の就労人口数を考慮いたしましても、大規模工場の誘致ということもさることながら、企業のランチを含めまして、適正な規模で、多様な職種の企業誘致を目指したいという点が1点ございますし、また、創業の支援、あるいは既存企業の多角化、あるいは規模拡大等々の支援についても進めてまいりたいと考えておるところでございます。

ちなみに、今回、市内に新設され、創業されます、長良川木材事業協同組合、それから株式会社TEKNIAにおかれましても、初期創業としては、10名から30名程度の雇用で計画をされておると、順次拡大をされていくということを聞いておりますので、よろしく願いをいたします。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

もう一つ、質問をいたしますが、外国人の観光客についてということですが、次に、観光面について、特に、外国への誘客運動は目を見張るところがありますが、町の中には大変にぎわっていても、割合にお金を使っただけでない。どこで、何を使うのか、伺ってみますと、ほとんどの方が電気製品などの大型量販店に流れてしまうようなことを聞きました。また、外国人の宿泊はどうか。部長さんの対策をお聞かせください。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、外国人の観光客の動向についてお答えをしたいと思います。

まず、郡上市に訪れておられる外国人の観光客数でございますが、立ち寄りの観光客がほとんどでございます。平成26年4月から平成27年3月までの1年間の入り込みを、これは主な立ち寄り施設より聞き取り調査をしてまいったところでは、約9万人程度であろうということで推計をしているところでございます。

また、御質問にございました宿泊でございますが、平成25年の、これは年でございますが、外国人宿泊者数は6,661人、それから、平成26年は、同じように外国人宿泊者数は8,328人泊ということで、25%の増加をしておるところでございます。

次に、消費動向でございますが、この外国人観光客の消費動向につきましては、我々が今、進めておりますツアー商品については、ほとんど立ち寄り観光でございますが、このツアー商品の単価より試算した1人当たりの客単価につきましては、食事代あるいは施設の入館料でありますとか、それから施設の体験料でありますとか、そういったものの基本的な商品で、約2,000円程度と考えております。それに加えて、買い物の代金があるところだと考えておるところでございます。

なお、今、御質問にございました大型量販店での電気製品の購入につきましては、ツアー客については、郡上市内への行程には入れておりませんものですから、全くないということでございまして、恐らくや、個人の旅行者が訪れておられるのではなかろうかというふうに推察をされておるところでございます。

まず、宿泊対策につきましては、郡上市内のホテル、旅館業を行っておられる方と同行いたしながら、海外プロモーション事業へ参加いたしますし、参加しては、郡上市での宿泊を伴うコース提案等々を旅行会社のほうに提案をしてまいるといった宿泊客の誘致を行っておることがございます。

ただ、何度も申し上げますが、やっぱり、多くは、白川郷や飛騨高山、あるいは、立山黒部等々へのお客さんの立ち寄りコースになっておりますものですから、今のところは、そういう行程の一

部の商品に組み込まれておるといふことで、今後とも宿泊のほうを売り込んでまいりたいというふうにして考えておるところでございます。

なお、対策という点では、まず一つは、消費拡大策といたしまして、クレジットカードの決済端末の整備につきまして、観光連盟のほうを通じて、設置の補助をして、消費の促進を図ってまいりたいと。外国人は、カード決済というのは主流ですもんですから、何とか、郡上市内でもそういうカード決済ができるように、少しでもふやしてまいりたいというのが1点でございます。

それから、宿泊客へのおもてなしのサービスといたしまして、やはり、前々から言われておりますように、Wi-Fi端末の整備についても設置の補助をしてまいりたいといったことがございますし、また、直接台湾の旧正月前後の期間を対象にいたしまして、海外からの旅行客を受け入れる際のインセンティブとして、価格割引の一部を補填する制度も市観光連盟で行っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、今年度、地方創生交付金を活用いたしまして、市内の観光事業者を対象に、外国語の講座も開設をしてまいりたいということも考えておりますので、よろしく願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございました。

もう一つ質問があったんですけども、ちょっと、時間がもうなくなってきたので、行政視察団のことについては、ちょっと飛んできますので、済みません、お願いします。

次に、建設部長さんにお尋ねいたします。

昨年の豪雨災害の早期復旧に向け、引き続き取り組みということですが、主要幹線道路網の整備として、東海北陸自動車道の白鳥インター、飛騨清見インターの4車線化の促進などを上げられておられますが、いずれにしても、これは、一時的なもので、工事が完了すれば、後がない。私が何を言おうとしているかということは、今、郡上市で、建設業者、建築業者は、仕事がなく、廃業あるいは倒産に追いやられてきている会社、または個人業者が多くあります。部長が述べられているのは、受益者側の立場で、事業を進められる意気込みであって、これも当然大切なことではあります。郡上の活性化と企業の生き残りを考えるときに、業者側の立場になって、事業の計画を立てていただきたい。郡上市には、まだまだ、生き残りをかけて頑張っておられる建築、建設業者、建築業者等が多く見えます。そうした企業の中には、一家の大黒柱である主人が家族を守るために、また、支えるために、多くの方たちが働いて頑張っておられます。建設業、建築業が反映すれば、市内の商店や飲食業が必ず反映します。郡上の産業は、農林業や工場誘致ばかりでもなく、公共事業の促進を継続的に図らなければ、ますます市内の町の中のシャッター街が多くなり、市全体が暗い町並みになってしまうおそれがあります。既に、それがもう始まっているのであります。

そこで質問ですが、これまでに述べてきたことについて、公共事業の促進は、八幡町の西側県道、国道郡上大橋、県道石徹白トンネル。それから、白尾鷲見林道の残し分、市内の各所にある急傾斜地崩壊防止事業など、長良川の白鳥地内にある頭首工の災害と、それに付随した登れない魚道。これは世界農業遺産として登録されようとしている日本一の鮎、長良川が余りにもお粗末であると。以上、大きなことの一部を上げましたが、このほかにも、振興事務所ごとに上げられている事業はたくさんありますが、これをいかにして対処されるか。これを業者のためだけではありません。そこに働く人たちの家族のためです。建設部長さんの抱負と基本計画をお聞かせください。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 公共事業の促進ということでお答えさせていただきます。

市の事業につきましては、まず、昨年発生した災害復旧につきましては、本年度完成の予定ということで、地域住民の安全安心のため、台風シーズン前の完成に向けて、進捗に心がけているところでございます。

また、農林、土木事業及び施設維持管理に係る長寿命化事業は、中長期の計画でありますので、中長期の計画で、まだ進めている事業も多く、補助金の確保に向けて、県要望に努めているところでございます。

また、事業の計画については、新市建設計画により進めておりますが、市道の橋梁施設管理に係る長寿命化事業は、橋梁の点検の結果により健全度を考慮して進めているところでございます。

また、一方、国・県事業要望としましては、平成26年度におきましては、直轄国道で26カ所、県事業の土木関係では、226カ所の継続事業の予算確保と早期完成、そして、新規事業の早期の事業化を要望してるところでございます。

要望活動は、これまでも関係する道路沿線市町村とともに、期成同盟会等を通じて要望活動を行っておりますし、郡上市独自としましては、平成24年度には、市議会及び市内の各種団体の代表からなる郡上土木事業推進協議会並びに郡上農林事業推進協議会を設立して、各事業の促進を図っております。

また、昨今の平成26年度には、濃飛横断自動車道と良八幡ルート並びに、直轄国道156号郡上橋かけかえ事業等、早期事業化促進協議会を立ち上げ、懸案となっている事業の早期実現に向けての活動も行っておりますので、引き続き関係機関へ強く要望を行ってまいります。郡上の基盤整備の促進と市内の産業経済の発展に努めたいと思っておりますので、どうか、よろしく申し上げます。

（18番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） もう時間がなくなりましたが、次に、空き家対策について、空き家対策に

ついてですが、私もいろいろと相談を受け、また紹介もしてきましたが、まず第1条件として、リフォームしてほしい、トイレも水洗に家主のほうでしてほしいという条件がいろいろですが、市として、補助金など対応できるのはどこまでか、説明をお願いしたいと思いますが、時間がないので、できるだけ簡単にひとつよろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 空き家対策の補助事業につきましては、5つの制度がありまして、各部にわたりますので、私から、ちょっと、短い時間ですけれども説明させていただきます。

一つは、今までも行ってきたもので、空き家等活用改修費補助事業というのがございまして、これは空き家等の売買、または賃貸契約されたときに、市外から転入されると、そういうことを条件として、締結、支援をするということで、全体で対象経費の3分の1、総額では、補助金の上限としては30万円でございます。

それから商店街の場合は、商店街の皆さん、あるいは発展会の皆さんと、そういう団体として取り組まれていただくというふうな条件がありますけれども、商店街等の活性化事業補助金というのがありまして、この場合ですと、皆さんが一緒になって、その商店街に取り組まれるということになりますと、空き家を借りられる、その家賃の2分の1以内。また、これは上限が月5万円でございます。3年間ですね。継続できます。そして、これは、改修につきましては、補助対象経費の3分の1以内で、こちらは50万円まで出るということでございます。また、こちらは商工課のほうで手配がされます。

林務課のほうの補助事業では、郡上市産材住宅建設等支援事業というのありまして、今回、リフォームにつきましては、内装材も対象になってきました。市内の建築業者と契約されまして、柱や、はりといった構造材に郡上市産材を使用されますと、1立方メートル当たり2万円、上限20万円の助成。さらに、平米以上の内装材に郡上市産材を使用いただければ、上限20万円に達するまで、1平方メートル当たり2,000円の補助金が加算できますと。また、新築じゃなくて、中古であったとしても、空き家を購入された場合は、それで10万円の加算というふうなメニューもございます。

それから、新しい制度で、今、八幡の市街地では空き家活用推進事業。それから八幡以外のところでも空き家等活用地域振興事業ということで、団体が継続して、地域づくりの一環として、空き家対策事業に取り組まれる場合には、1件改修費を300万円程度まで御支援をしながら、そして、10年間くらいをかけて、その資金を回収をしていくという仕組みを新しく始めているところでございます。

さまざまな制度が今つくってきておりますので、個別に御相談をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。時間が参りましたので、以上で私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、田中和幸君の質問を終了いたします。

---

◇ 田 中 康 久 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、2番 田中康久君の質問を許可いたします。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、初めに、人口問題対策本部の中間報告について伺います。

人口問題対策本部中間報告で示された本市の今後の人口シミュレーションについて、この場を利用して、市長公室長に、市民の皆さんにわかりやすく、説明を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

答弁の都合により、自席以外での答弁を許可しております。また、パネルの掲示のため、職員が議場に入りますので、お願いをいたします。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、できるだけ簡潔に御説明したいと思いますが、人口推計の表でございますので、一応、パネルを用意をさせていただきました。

こちらは、人口問題対策本部として、昨年5月から取り組んできた中で、この中間報告の中で、まず掲載をさせていただいておりますけれども、一つは、この22年国調をもとにして、厚生労働省所管の社会保障・人口問題研究所が推計をされました、一つの人口推計が、この青色のパターンでございますけれども、パターン1というふうにしてございます。

こちらは、実は、この4万4,491人ですね。この22年国調の2010年のときのこの数字を人口基礎としまして、出しているわけですが、まず第一に、コーホート要因法と言いますが、いわゆる5歳刻みで、5歳刻みの人口が5年ごとにどう動いていくかということを分析をしているわけでありまして、例えて言いますと、10歳から例えば14歳までの集団を一つコーホートとして見ますと、その人たちが5年後に生きている割合というのを生残率というふうに言いますが、そういう生残率というのを掛けて、今度、5年後の次の15から19を出していくと。

それから移動につきましては、いわゆる転出と転入がありますから、その年代の人たちに限られた条件における転出転入を純移動率という形で、やはり、5歳ごとのコーホートとの集団に掛けて

いくということ、その次の5年後を推計すると。そういうものを全部とも5年ごとに積み上げていきまして、そして、要するに、そういうものの一つの積み上げとして、5年ごとに何年になっていくかということで、計算されたのは、このパターン1でございます。

特に、生まれてくる人たちは、今までの方法を反映することはできませんので、その場合につきましては、女性の15歳から49歳までの女性に子ども女性比率という比率がございまして、どれだけの人数の子どもを持ってるかということ、その時代の掛け数が出るわけですけど、それを掛けてまして、ゼロ歳から4歳までの新生児っていうんですか、新しい子どもを出していくと。それを毎回毎回5年ごとに、さっき言った数字も置きかえながら、そして、それを基準にして、その次の数字を出していくっていうことで、ずっと積み上げているわけでございます。これは2040年、平成52年におきまして、2万8,787人というのが、いわゆる社人研推計というので、出している数字だということになります。

それからパターン2は、これは、去年の増田レポートで、皆さんショックを受けた、全国の自治体の中で、非常に多くの半数近くの自治体が減っていくよというふうに言われ、約半分、896自治体が消滅可能性と言われるといったときに、言われたときに言われたものですが、これパターン1とパターン2の違いは、実は、このパターン1では、平成27年から32年へ向けまして、実は前の国調のときに移動率が一定のピークを達して、ピークを超えてるっていう判断があったものから、そういう意味においては、平成32年までに都市集中のような形の転出の移動率が全国的に落ち着いてくるというふうな形で、2分の1まで落としているわけですね。したがって、その分の転出の純移動率は上がってくるわけですね。実数として。その分を、しかし、増田レポートでは、そうならないと。都市部への移動は引き続き続くよっていうことで、2分の1にはしないでやった場合には、約、ここにおいて、1,500人ですか、この数字に差が出てきますよというものでございます。

それから、このシミュレーションにつきましては、郡上市において、人口問題の推計をしていく中で、いろいろなシミュレーションができます。その中で、シミュレーション1というのは、まず、転入転出というのは、パターン1と変わらないと。しかし、合計特殊出生率を今の政策的ないろいろな取り組みの中で、2.1まで上げていくんだという考え方をもちました。これは人口の増減が均衡するのが、合計特殊出生率が2.1と言われてますので、それを平成42年、2030年の段階で達成させていくというふうなシミュレーションをもって、郡上市の人口のパターン1に当てはめたのが、このシミュレーション1でございまして、そういうふうにして、合計特殊出生率を上げていくことができれば、この2040年の段階におきまして、3万人を確保できると。それは、先ほどの青色のシミュレーションよりは、約1,500人多い数字になると。

そして、もう一つのシミュレーション2というのは、そこに今度はパターン1に対しまして、移



動率を均衡化させると。転出と転出入の移動をゼロにしていくという取り組みで、郡上市の魅力度を高めて、大勢の人に入っていただく。それから、郡上市から出ていく人をできるだけ抑制していくという取り組みをすることによりまして、2040年段階で3万5,299人と。このパターン1に対して、6,500人ふやしていけると。こういうふうなシミュレーションを幾つかやってるわけですけど、とりあえず、そういうふうにして、影響度を調査しながら、これから、今は地方創生の推進本部の中で、よく研究をしながら、郡上市としての推計というものをを出していきたいと今考えております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) パネルまで用意していただきまして、ありがとうございました。

このパターン、推計シミュレーションを見まして、市長、どのように感じられたか、思われたか、お答え願いたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 田中室長のほうから、社人研の推計あるいは日本創成会議の推計、そして、郡上市において一定の仮定を置いて推計したシミュレーション1、2というようなことで御説明しました。

今、この社人研の推計は、平成22年の国勢調査をもとにして推計したものですけれども、この社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、平成27年、ことしですね。ことしの国勢調査時点における推計は総人口で4万1,880人。そして、ゼロ、4歳人口は1,411人になるというふうに推計をされております。

ところで、一方、平成22年の国勢調査の人口を出発点にして、住民基本台帳による毎年の出生と死亡、それから、転入と転出というものをずっと積み重ねていって、そして、ことしの平成27年の5月1日現在ですね。この時点における人口を出してみますと、これは人口動態調査という形での数字になるわけですが、これでいきますと、総人口が4万1,927人、そして、ゼロ、4歳人口が、先ほどの社人研の人口よりは、約150人ほど多い1,562人になるということになります。果たして、10月1日の国調というのは、どういう形で、また出るのかということなんですが、実態はかなり社人研の推計に近いところで、推移してるというのが実情だろうというふうには思っております。郡上市として、推計と目指すべき人口というようなものは、また別のものかと思っておりますけれども、私どもとすれば、この社人研の推計よりは、何らかの政策努力、その効果というようなものによって、先ほど示した、シミュレーション1ですね、そのような方向に持っていくような政策努力が必要だというふうに考えてます。

(2番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 今、シミュレーション1に近づける政策努力が必要だというようなお話がございましたけども、昨年度の郡上市の出生率を見ますと、恐らく出生率の条件は満たしておりますし、また、社会増減に関しましても、外国人を除いた社会増減で見ますと、かなり昨年度に関してはマイナスが減っているということで、大いに可能性があるんじゃないかということを私は率直に感じました。

今、国のほうでも人口ビジョンというものをつくれということを示されていますけども、郡上市の場合は、いち早く人口問題対策本部をつくられて、いち早い取り組みがなされたということで、大変評価したいというふうに思っていますけども、その上で、今示された、室長が示されたデータは、これからの郡上市の施策について、どのように影響を与えていくか、市長のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） これからの政策のあり方ということですが、私もちょっとパネルを使って説明をさせていただきたいと思います。

郡上の人口問題の端的な構造というものを、この平成22年の国勢調査のときにおける、これは1歳刻み当たりの人口ピラミッドというものです。本来、人口ピラミッドというのは、こういうふうになるので、ピラミッドと言うわけなんですけれども、もう、このような形になっているということで、郡上の人口の特徴は、我々の世代に近い戦後のベビーブーム、昭和22年から24年に生まれた方々の世代がこのあたりにございまして、この中で、特に、62歳ですね、前年の国勢調査のときの62歳ですから、もう既に65歳過ぎておられますが、このあたりのところで、1歳の年齢階層で870人おられます。そして、この最初のベビーブームの次に到来した第2次ベビーブームというのが、昭和46年から49年ごろに生まれた方々で、この方々が前回の国勢調査のときは、大体36歳から39歳という年齢でございました。前回、ここ数年、第2次ベビーブームの世代に当たる郡上市においても、女性の数が比較的あったおかげで、ここで、赤ちゃんがかなり、余り急減をしないで生まれたと。310人とか、320人とかですね。ここに、この方々が生まれた、生んでくださった赤ちゃんの数がここへ出てくるわけですけども、そして、郡上の何と云っても特色は、高校を卒業すると区域外へ出ていくという、この18歳、19歳というところで、極端に現住人口が少なくなってくると。特に、前の国調では、19歳という高校卒業して、ほぼ1年というようにそこ、半年とかっていうところの人が男女あわせて、132人しかいないと、こういう状態でございます。郡上のこれからの人口政策のあるべきところは、できるだけ1人当たりの赤ちゃんをたくさん生んでもらう。3人以上のお子さんに対しての頑張れ子育て支援なんかをやっておりますが、いかんせん、今、郡上市の若い女性が、この第2次ベビーブーム世代の次の世代が急速に絞まってきてると。なかなか卒業し

でも帰ってきてもらえないというあたりですね、こういう構造の中で、先ほどの合計特殊出生率を一所懸命上げて、なかなか、ここの世代の数が少ないというところで、この後に出てくる出生数がなかなか極端に多くはできないと、こういう問題がございます。

そういうことで、やはり、郡上市のとるべき政策の大切なことは、次世代を産み育てていただく、20代から40歳ぐらいのところの方々に、できるだけ、雇用の面であるとか、いろんな面で、数を確保していただくと。そして、なおかつ、1人当たりの女性が生んでくださる赤ちゃんの数をできるだけ多くしていくといったようなこと。あとは、もちろん、せつかくの現在郡上に住んでおられる方が転出をするということのないようにやっていかなければいけませんし、いずれにしろ、できるだけ、そういう意味で、社会移動という面での減少を抑え、そして、一人、子育て支援をしっかりやっていくということで、次の世代の出てくる赤ちゃんの数をできるだけ急減させないで確保していくと。こういうことが必要だろうと思いますし、あとは、高齢社会、幸いにして、郡上市の場合は長寿命化といいますか、非常に健康で長生きをしてくださる皆さん多いわけですから、この辺から上のほうをできるだけ健康で長生きをして、自然減を少なくしていくというような政策が非常に必要であるというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) ありがとうございます。市長みずからパネルで説明していただきまして、ありがとうございました。

この前、内閣府のほうで、地方創生関連で、データ、リーダスでしたっけ。データを使って、これからやんなくちゃいけないということで、副大臣かどなたかがおっしゃってたのは、KKOではだめだと。これからの行政は、KKOではだめだと。Kっていうのは、KKOのKは勘、2つ目のKは気合、Oは思い込みだそうですけども、今、綿密な分析をした中で、先ほど市長がおっしゃられた、できるだけ、2040年に3万5,000の人口を近づけていくということは、私は可能であると思いますし、目指すべきことだというふうに思っていますし、とても立派な数字だと思います。社会増減を郡上市の状況でゼロにしていって、また、出生率が2.1を超えていくということは、本当にすばらしい数字だと思いますので、ぜひ、努力をしていただきたいんですけども、今、市民の皆さんと話してる中で、誤解というか、いろんなお話ございまして、それは、消滅可能性都市という言葉が先行いたしまして、消滅可能性都市の定義というよりも、むしろ、消滅という言葉が先行する中で、郡上はもう消滅するんじゃないかというような御意見も伺うところがありまして、結局、そんなことは確実はないんですけども、一つ、その中でも私が思うところは、これから本当に郡上市が努力していく中で、私はいつも言うんですけども、これから2つのことを郡上市はやっていなくちゃいけないと。1つは、今、議論していますように、人口の減少をできるだけ抑えていくと

ということが1点。もう1点は、人口減少というのは確実に来ると。例えば、すばらしく努力したとしても、2040年には3万5,000人になってしまうと。その中で、3万5,000人の中での郡上市というものが市民の人たちがどうやって幸せに暮らしていけるかってことを真剣に考えていかなきゃいけないと。例え、高齢化したとしても、例え、人口減少したとしても、郡上市民が幸せに生活していける。そういう道がしっかりあるんだということを政治が示すことが極めて大事だというふうに私はお話をさせていただいております。

その中で、一つ可能性があるんじゃないかなと私が思っておりますのは、郡上市の中でもいろいろ議論が出ましたけども、例えば、効率化とか、財政再建とか、そういう対処療法の政治っていうものじゃなくて、今、申し上げたように、これからは人口減少する中で、一人一人の市民の生活の豊かさとか、幸せだとか、そういった部分を政治として目標に根底に据えるべきだというふうに私は思っています。

市長も、平成23年度の12月議会、11番議員の質問の答弁に対して、このようにおっしゃっております。

「内閣府の国民の幸福度指標の思案というものが最近示されました」と、「私は、そういう観点というものが、これからの郡上の都市、地域づくりにも必要であるというふうに基本的には考えております」と、「これからの地域づくり、郡上にとっても非常に大事な物の考え方であるというふうに考えております」というような答弁を平成23年度にされておりますけども、あれから4年近くが経過いたしておりますけども、この問題に果たして真剣に取り組まれてきたのかということを私は問いたいわけでありませう。

例えば、熊本県の知事さんが県議会で、県民の総幸福量の最大化のために全身全霊を捧げると述べ、各分野の満足度をまとめた総合指標づくりをされておりますし、自治体の幸福度研究の先駆けとして、2005年から総合指標づくりを進めてるのは、東京都の荒川区がその制度を仕組みをやっておるそうであります。

また、市長もよく、御友人であると思っておりますけども、福井県の知事さんなんか、13個の知事のネットワークをつくって、13県の知事のネットワークの中では、今度は幸福度指数じゃなくて、希望指数といった指数をつくられて、これから進めていこうということをされておりますけども、これは、まさに、希望にしる、幸福にしる、一人一人の市民の豊かさ、県民の豊かさに着目した、これからの政治のあり方を模索しようというような取り組みであるというふうに思いますけども、そういった指標で考えると、この郡上というのは、日本の中でも先進地になれる。そういうポテンシャルがあるんじゃないかというふうに思っておりますけども。そういうわけで、これから郡上市は総合計画をつくられますけれども、新しい。総合計画の中にも、こういった考え方というのをぜひ取り入れていく必要があるんじゃないかと、私は思いますけども、市長のお考えをお

聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今、お話がございましたように、私は、この地域のいろんなあり方っていうことを考えたときに、あくまでも、例えば、従来のGDPとかいうような経済指標で図る限りにおいては、人口が減っていけば、需要とか、供給というようなのは減っていくわけでありますから、頑張っても、なかなか、それは右肩上がりになるということは、なかなか難しいと思います。

ただ、1人当たりの例えば、生産とか、所得とかっていうものは、努力の仕方によっては、それは維持ないしは上げていくことができると思いますし、それが必要だと思います。そういう経済的な指標のほかに、先ほどもいろいろ出てまいりました、やはり、幸福度といいますか、あるいは希望度といいますか、そういうようなものがどうしても必要で、私たち郡上のようなところに住む場合に、そういう生活の価値観というものの、全く従来どおり、貨幣価値で生産消費、そういうようなものを図るだけでない生き方が必要だというふうに思います。その辺は、郡上人らしい生き方というか、郡上ウェブ・オブ・ライフというようなものを我々は意識して考えてやっていかなければいけない。そういう中には、例えば、今、我々は当たり前と思っている緑であるとか、清流であるとか、空気のうまさであるとか、伝統文化であるとか、人のつながりとか、そういうようなものにも、やはり、価値というものをみずから誇りを持って認めて、そういう中で、自分たちのウェブ・オブ・ライフ、生活様式、生活文化というものをしっかりと見詰めていく必要があるというふうに思います。

申しわけございませんが、平成23年度にそのようなことを申し上げて、郡上のそういう幸福度指標というようなものは開発をしておりますけれども、基本的な視点として、やはり、そういうものを持っていく必要があるというふうに思います。特に人口は減少ということ自体は不可避のことでありますので、やはり、問題は、総量の問題もありますけれども、人口の年齢構成であるとか、生活の独居が多くなるとか、いろんなそういう中で、支え合いであるとか、そういったことをしっかりやっていく。あるいは、高齢者においても、単に生理的な寿命というだけでなしに、健康寿命というものをどれだけ延ばして、年をとっても生活上における自立度っていうものを高く持って、そして、本当に困っている高齢者には、老老で助け合い、支え合いをします。あるいはもちろん世帯を超えての支え合いをします、そういった社会をつくっていくことが必要で、そういうことを目指していきたいと思います。

（2番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） ぜひ、これは特別新しい話ではないと思うんですけども、一つは、簡単に言えば、郡上に住んでいて、皆が誇りを持って、生きがいを持って、暮らしていけるっていうことで

すけども、それを皆さんが実感していただくためにも、行政の一つの市政として、ぜひ、GWLを、郡上ウェブ・オブ・ライフ、GWLを総合計画の中にもそういう考え方を記載していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2つ目の質問に移ります。

「みんなでやрмаいか！郡上の元気・やる気条例」についてでございます。

これ、3月の議会のほうで、郡上市議会全会一致の郡上市議会初の政策条例で、提案条例でございまして、全会一致で可決したところでございます。これを受けまして、今後の市の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。商工観光部長にお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 「みんなでやрмаいか！郡上の元気・やる気条例」についての御質問でございます。

現状について、御報告を申し上げたいと思います。

現在、「みんなでやрмаいか！郡上の元気・やる気条例」、第9条に規定されております推進会議の設置に向けまして、まずは庁内で検討いたしましようということで、庁舎内の推進体制、郡上の元気・やる気条例推進検討会議といったものを立ち上げております。ここでは、市の方針と役割、あるいは財政上の措置を具体的化するための内部検討組織として、また、市として、どのような行動をとる、あるいは施策を実施するといったことについて、検討する会議としておるところでございます。

第1回は5月22日に開催をしております。この検討委員会の構成員でございます。リードしていただきます会長には、副市長をお願いをしておるところでございますし、補佐といたしまして、これは産業振興の条例でございますもんですから、私と、それから横におります農林水産部長、この2人が補佐として当たると。あと、委員といたしまして、関係部といたしまして、市長公室長、それから総務部長、建設部長、環境水道部長、健康福祉部長、さらに教育委員会のほうから、教育次長という体制でもって、スタートをしております。

なお、実際の実務を行うものとしたしまして、幹事会というものも構成をしております。幹事会は今申しあげました各部の所管課長のほうで、委員として当たっていただくようにしております。

なお、リードについては、私と、これも農林水産部長のほうで行うといったものでございます。

実際の業務の内容につきましては、条例の趣旨に合致している現行施策の洗い出しと検証を行うといったことと、今後の市の産業振興施策の検討協議をしまいりたいというふうにして思っております。

現在の進行の状況でございます。条例に規定します推進会議の設置に先立ちまして、この推進会議をどう組織していくかといったことを、組織構成の検討でありますとか、現行施策についての洗

い出しチェックをかけておるといった作業を現在行っております。

次に、先ほど来お話ししております条例第9条に規定されております、市が設置する産業振興を行うための推進会議というものでございまして、これについては、条例第3条に規定されております事業者、あるいは、商工会等の地域産業活性化団体、商工会、農協等でございます。それから市民の方、あるいは議会の代表の方、あるいは学識経験者を構成員とする組織ということで、現在検討しておりますが、9月設立ということをめどに委員構成等について検討をしているところでございます。

なお、9月という時期につきましては、市民の方の公募ということも考えております、視野に入れておりますものですから、若干のお時間をいただきたいというふうにして考えてるところでございます。

この産業振興を行うための推進会議でございますが、どういったことをやっていただくかということにつきましては、まずは現行の施策というのがたたき台になろうかと思えます。このたたき台を提示いたしまして、市の産業振興を進めるための取り組みについて意見交換を行って、関係事業者や、団体、あるいは市民等が、みんなでやらまいかという協働の精神です。この協働の精神で、それぞれの立場で役割を理解し合って、さらに、みんなで実行していくといったような会議にしていきたいというふうにして考えておるところでございます。

ところが、まずは市民に御理解をいただくことについては、やはり先決であろうかというふうにして思っております。市民に対して、この条例の理念に基づいて、推進会議の構成員がそれぞれの立場で、市民の皆さん方に理解と協力を求める活動を積極的に進めたいというふうにして考えております。

なお、ツールにつきましては、やはり、わかりやすいPRリーフレットでありますとか、そういったような広報媒体についても、つくってまいらないかということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) まさに、みんなでやらまいかですので、市民の皆さんに対して、広く知っていただき、御協力いただけるようにしていただきたいと思えますけども、議会も、議会報告会の中でも御説明を申し上げたり、議会だよりも載せたり、PRをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目の質問に移ります。時間がないので、一括してお聞きいたしますので、よろしく願いいたします。

ちょっと順番も変えさせていただきます、まず、あした成立する見込みでございますけども、

公職選挙法の改正がございまして、18歳以上の選挙権が来年の参議院選挙から付与されるということでございますけれども、その意義について、市長は、まず、どのように評価されるか、お聞きしたいと思っておりますし、まず、若者の政治意識とか、政治参画の一つの指標として、直近の国政選挙での世代別の投票率はどのようになっているかを総務部長にお聞かせ願いたいというふうに思います。

3点目といたしまして、私は、学校教育の究極の目的の一つは、民主主義の担い手をつくっていくということだと思います。その中で、総理も、これから主権者教育というものに力を入れていくということをおっしゃっておりますし、今までの日本の教育というものは、政治的中立性っていうことを言われておりましたけれども、政治的中立性っていうのは、例え、主権者教育をやられようとも極めて大事だと思いますけれども、政治的中立性っていうのは、決して、非政治性ではないということをおっしゃるので、その辺も踏まえながら、教育長に答弁をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、お願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今、お話がございましたように、どうやら、あしたあたり、公職選挙法の改正が成立をするようでございます。そうしますと、1年後、施行後、1年後以降に行われる国政選挙等で、18歳以上の方に選挙権が与えられると、こういうことでございます。

その意義であります。私は世界的な趨勢でも、18歳以上というのは大分多いということもございまして、さきに成立をいたしました憲法改正のための国民投票法の有権者といいますか、投票資格者の年齢が昨年の26年の国会で、もう、公布後4年後には、20歳に自動的にすると、その間は——ごめんなさい。18歳にすると。その間は20歳というふうに承知をしておりますが、そういうものとの整合性を図るといってもございまして、何よりも、今、いろいろな日本の国政の中で、年金問題にしる、介護の問題にしる、いろんな高齢者の対策というものは非常に多くございまして。そういうものの中で、非常に有権者として、政治に参画をする。その意思を反映する年齢が、若者が少なくなり、後で申し上げると思いますが、それでなおかつ投票率が低いというような状況の中で、なかなか若者の意識、意思というものが反映しにくい中で、18歳、19歳の若い人たちも政治に参画をするという道を開くということについては、意義はあるというふうに思っております。ただ、今、低いままで投票に参画するということになりますと、せつかく与えられたものが十分的確な判断をなされないということもあるかもしれませんので、いろんな意味で、有権者としての教育、あるいは、御本人たちの自覚、そういったものも必要であるというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 私のほうからは、直近の年代別の投票率の現状について説明させていただきます。



26年の12月に衆議院議員選挙が行われまして、そのときの市全体の投票率は、67.4%でございました。全体に対する年代別はちょっと統計とっておりませんので、八幡地域内の一地域の投票区の数字でございますけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

年代別で言ひますと、最も高い投票率の年代というのは、60歳代ということで、80.26%でございました。最も低い投票率の年代と言ひますと、20代で、40.76%ということで、年齢の高い方のほうの投票率が高い傾向にあったということでございますし、過去の例を見ましても、そういった投票の傾向はあったということになります。

また、80歳以上になりますと、やはり、ちょっと下がりまして、56.31%ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 政治的中立性という御質問でしたけれども、特定の政党の政治活動、そういったことについて加担するかどうかということは決してあり得ないというふうに思ひますが、私は、政治について、しっかりとした認識を持って、そして、主体的に政治に参加をするという、そういう意識と、それから、いわば実践力を育てることが大事だというふうに思ひております。現在の学校では、権利としての参政権というものを学びますし、そして、政治に参加するという意味で、選挙の制度あるいは選挙制度の中における、例えば、棄権の問題等についても学んでおりますが、そういった知識を踏まえて、私自身としては、児童生徒、とりわけ中学生、高校生になると思ひますが、できる限り地域のさまざまな活動に参加をするということによって、いわば、主権者としての自覚を持つということが大事だろうというふうに思ひてます。もう少し具体的に申し上げますと、例えば、公民館活動あるいは地域の行事、ボランティア活動、そういったことに参加することが一つ。それから、もう一つは、例えば、衆議院の選挙の投票率とか出てきますけれども、そういったものに対して、投票と自分たちの生活とのかかわりについて、教室でディスカッションをする。そういった政治に対しての物の見方、考え方をきちんと育てていくということは、自分を主張するということを通して、力をつけていくことも必要だと思ひます。

また、現在もやっておりますけれども、地域のまちづくりに対して、生徒なりの提言、あるいは提案活動をするということ。例えば、市長と語る会、ここで行いますけれども、そういったときに、生徒なりの主張をするということも大事だと思うし、今回、スタートしております夢作文、夢論文、こういったものについても、生徒自身が主体的にある意味では地域活動に参加し、主権者を育てるという意味では、具体的なものを考えながら、それをどう主張していくとかいう立場で言えば、非常に重要な意味を持つ政治学習であるというふうに考えております。

（2番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番(田中康久君) 特に、教育長の今おっしゃられた主権者教育についてでございますけども、私たち公職にあるものの一番の仕事は、やっぱり、民主主義の発展だというふうに思っておりますので、児童生徒たちが本当に民主主義を体感できて、それを実際に自分たちが実践していくという、担い手であるという、当事者意識を持つような教育をぜひ行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、田中康久君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

(午後 2時21分)

---

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

---

#### ◇ 清水正照君

○議長(尾村忠雄君) 11番 清水正照君の質問を許可いたします。

11番 清水正照君。

○11番(清水正照君) ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

初めに、農業農村の振興についてであります。持続可能な農業農村の実現を目指してということで、今年度の農林水産部長の方針の中に、農業分野において、将来の地域農業のあり方を農家の皆さんで考える人・農地プランを策定し、プランの基づいた担い手の育成や効率的な農地利用を進めること、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用して集落全体で農業、農村を支える体制づくりを進めること、若い世代の農業参入を促進するため、就農者研修施設整備の支援や地産地消、農業六次化産業を推進するとの方針を出されております。

ことしも田植えが終わり、水田が一面に広がり、いつもと変わらない風景のように思われます。将来の農業のあり方を農家の皆さんで考える人・農地プランが地域の実情を踏まえて、人と農地の問題を解決するため、未来の設計図として策定をされ、取り組まれております。

この人・農地プランの進捗状況につきまして、農林水産部長にお伺いをいたしたいと思っております。

○議長(尾村忠雄君) 清水正照君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長(下平典良君) 人・農地プランの進捗状況について御回答いたします。

人・農地プランは、平成24年度から国の政策として始まった制度でございます。5年後、10年後

の地域や集落が抱える農業への課題、例えば、高齢化ですとか後継者不足といった人の問題、また不在地主の増加に伴う不耕作地の発生といった農地の問題につきまして、そこに住んでいる地域の皆さんで話し合いながら解決の方法を見出していたらこうというものでございます。

このため、郡上市ではプランが農家に浸透するように市全体を一つにまとめたプランではなくて、できるだけ顔の見える範囲の細かな集落単位での策定を進めておるところでございます。

農家への代表者への説明の会につきましては、毎年4月から5月にかけて開催されます各地域の農事改良組合長会で行いますとともに、農協の支店単位ですとか、あと担い手農家を対象とした説明会等も開いてきました。

個別集落単位での座談会、検討会の実績につきましては、数でいきますと、平成24年度には37回、25年度は33回、26年度は40回開催しており、延べ110回にわたって職員が地域に出向いて推進をしてまいりました。

この結果、現在のプランの進捗状況でございますが、農業センサスで区分されました農業集落155のうち、策定済みの地区が9集落、策定を進めている地区が26集落となっております、その合計の進捗率は22.5%となっております。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 22.5%、これはプランを策定していくその手法にもよるんだろうと思えますけれども、人・農地プランというのは、24年からですんで、昨年の農林水産部長の方針を見ましても、人・農地プラン、人・農地プランというふうな形で出てきます。やっぱりこの農家の皆さんで考えて、その農地を守っていこうというときに、そのプランも結局ないところが多いという現状だというふうに認識するわけですけども、やはり、そういったことで、私たちも農業政策的にはいいのかどうかということ、この質問書の中には書いておりましたけれども、今の答弁を受けてお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） ただいま申し上げました数字でございますが、合計で35集落ということで、全体に比べましたらやっぱり少なく、というふうに思っております。

中に、現在、大分入ってきてまして、進行中のところもございまして、プランなくて進めているというふうな地区もございまして。

そういったことで、今後は中山間地直接支払制度の4期が始まりますことから、5月下旬に各地域ごとで説明会も実施してまいります。そういったときにふれまして、人・農地プランの策定につきましてはどうですかというようなことで、そこで話をしまして、あの農家の皆さんのほうにつくっていただくように働きかけているところでございます。

今後、もう地域と本庁一体となりまして、くまなくプランができるように努力していきたいと思  
いますので、よろしくお願ひします。

(11番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 清水正照君。

○11番(清水正照君) 今、155集落ということでありましたし、その中には中山間地域の支払制  
度であるとか、多面的機能の支払制度であるとか、そういったことに基づくんで、見るところもあ  
ると思いますんで、やはり並行して進んでいくのかなということは思いますが、2番目の質問に移  
りたいと思います。

この4期目を迎えた中山間地域等直接支払制度、それとあわせて、ことしから、法律的には、こ  
としから法律に基づいて実施されます多面的機能支払制度、こういった総括して、日本型直接支払  
制度ということのようですが、この制度は条件フリー地域の支援や農業の多面的な機能維持、機能  
発揮のための地域での共同活動や営農活動に対して支援をするものであります。

昨日も中西地域ですけども、この制度の打ち合わせ会をさせていただきました。その中には、ほ  
んとうに農地として守っていけるんだらうかという議論も出ております。農村地域の過疎化や高齢  
化、後継者不足など課題が山積をいたしております。集落機能の低下や地域共同活動が困難になっ  
たり、担い手農家への負担がますなど、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるというふう  
に思います。

先ほど、水田が広がり、いつもと変わらない風景があるというようなことを申し上げましたけれ  
ども、実際には農地の荒廃が進んでいるのではないかということを思います。そうした中でもこ  
うした制度や事業を活用して水路、農道の維持管理や農地ののり面の草刈りなど、本当に皆さん一生  
懸命取り組んでいただいております。本市のこうした農業の現状をどのように捉えているのか、農  
林水産部長にお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長(尾村忠雄君) 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長(下平典良君) 議員御指摘のように、担い手の高齢化と後継者不足、そして農産物  
の消費、流通構造の変化など、郡上市の農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるというこ  
とは認識しております。

支援策につきまして主なものを紹介したいと思うんですが、こうした中で、郡上市の耕地面積の  
約70%を占める水田での主な作付状況でございますが、平成26年度の実績で、主食用水稻が約  
1,182ヘクタール、麦、大豆、ソバが約99ヘクタール、多用途米が約20ヘクタール、飼料用作物が  
約74ヘクタール、振興作物、トマトとかハウレンソウでございますが、こういったものは19ヘク  
タール、その他野菜等が134ヘクタールとなっております。

これらの作物に対しましては、いろんな条件がございますが、作付支援策といたしまして、経営

所得安定対策交付金として、国から総額で1億1,000万円が農家の皆さんへ交付されております。

また、農地を地域ぐるみで保全する取り組みの支援といたしましては、中山間地域と直接支払制度といったものの交付金でございますが、174行程に対しまして総額で約1億6,000万円、そして議員からも御発言がございました、昨年度、国から新設されました多面的機能支払制度よりまして、農地維持支払といたしまして109組織に約4,000万円、そして支援向上共同活動といたしまして、57組織に約1,600万円、支援向上支払長寿命化として49組織、約30万円が支払われているような状況でございます。

この2つの事業につきましては、昨年法制化され、27年度から安定的に継続実施されるようになりましたので、これらの事業を活用しまして農業生産等に必要な経費を賄っていたことも大切と思っておりますが、私どもの一番重要視しているところは、農家の高齢化と後継者の問題に対処するために、集落全体で農業、農地を継続して守る体制づくりに取り組んでいただくことだと思っておりますので、先ほど、繰り返しになりますが、人・農地プランの策定も中山間地直接支払制度の4期対策にあわせまして、くまなく進めていくように努力したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） そういった中山間等の委員会に出ておりまして、地元の人たちは大変厳しく、その危機感を持ってみえるというか、やはりこの先、この農地をどう守っていけばいいんやろうというような思いを持って、中山間の事業に取り組んで見えるのが実態です。

先ほど、今もありましたように、やはり高齢化と後継者不足という中で、反対に一手に引き受けてやってみる方々も大変な状況になってきておるといのが現実ではないかなということをおもいます。

3つ目の質問をさせていただきます。市長にお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、農業振興ビジョン策定、これは21年でしたか、にあたって農業を取り巻く状況、情勢が大きく変化する中で、農業を職業として選択できる農業の持続的発展とその基盤である農村の振興を図っていくと市長が述べられております。

国、県やJAと連携して進められる事業によって、職業として取り組まれている方もありますが、多くの農家の皆さんは負担がありながらも米づくりに取り組んでいただいているのが実情ではないかというふうに思います。

先ほど言いました、日本型直接支払制度やほかの事業によって農業基盤が守られても農家の皆さんの生産意欲が低下すると田んぼ、畑、そういった農地は守られないというふうに思います。

先月、25、26日の2日間にわたって国連食糧農業機関、FAOの郡上市市内での現地調査がありま

した。世界農業遺産は失われつつある伝統農業や景観、生物多様性などを保全し、次世代に継承することを目的としております。世界農業遺産の候補に挙げられた郡上市、当たり前の風景が失われなためにも、現在の地域農業を取り巻く環境に注視して、今後の郡上市の農業の具体的な方策、そういったものを示し、この農村の振興を図っていく必要があるのではないかというふうに思います。市長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今、御指摘のように、これは単に郡上市だけではありませんけれども、日本の農業、農村、大変厳しい環境の中にございます。

そういう中で、先ほども話がありました、1人でも2人でも多く、やはり職業としての農業というものを追求する志のある方々をやはり応援をするということは大事なことだと思います。これはそう一挙に大量生産をするというわけにはいきませんが、今やっております新規就農者支援、こうしたものをやはりきちんと進めていくということだと思います。

また、今回、先ほども国や県やJAとの連携という話でしたが、今回、めぐみの農協のほうで白鳥町の、あれは歩岐島になるのでしょうか、どこでしょうかね、長滝のほうですかね。対岸のほうですけども、あそこにトマトの研修施設をつくるということで、2名ほど2年間、2名2年間でその次また1年たったところで新しいまた2名の方という形で養成をしていくということでありますので、そういうトマト栽培の技術をしっかり研修していただいて、自立をしていっていただく、こういう支援をしていきたいというふうに思っております。

それから、それはもちろんそういうことなんですが、先ほど、御指摘のように、今、本当に郡上市の農業を支えておっていただきます皆様方、先行きの不安ということもあるかと思いますが、できるだけ、やはりその不安のないような手立てを講じなければいけないというふうに思っております。

今、これもそんなに数はありませんけれども、やはり地域の方々が話し合って集落営農組織というようなものもしっかりつくっていくというようなこと、あるいは郡上市の農業、いろんなことが試みられておりますけれども、その講習農業の中では本流とも言うべき米の栽培というようなものについても、やはりこれを郡上のおいしい米というような形でつくっていく、ブランド米にしていくと、こういうやはり努力が必要だろうというふうに思います。

今、例えば、先ほどもお話に出ましたが、棚田米というようなもので、非常に食味値の高い米をつくっていただいているところがございます。そういうところを今後も応援をしていきたいと思えますし、全体として、やはり郡上の米はうまいという成果を確立しながら、やはり米の生産というようなものをしっかりとやっていけるようにしたいというふうに思います。

また、今郡上では、その他いろんな作物があると思いますが、やはり先ほど申しましたトマトや

ホウレン草や大根といったような、いわゆる高冷地野菜とか言われるようなもの、そういうものをしっかり応援をしていく、ハルマチニンジンなんかもそうですけれども、そういうことをやっていく必要があるというふうに思っております。

そして、特に、農家の生産意欲を注ぐというものの中に獣害という問題がありますけれども、これも昨年度、26年度も農家の皆さんも自衛のためのそれこそ電気柵であるとか防護柵とかいろいろなものを張っていただきましたし、また獣害の個体数調整のためにもいろいろ御努力をいただきまして、幸いにして、昨年度、26年度は大変郡上シカが多いんですが、一例を申し上げますと、シカについては、1年間で約4,080頭ほどを捕獲処分をしたということでございまして、こういうような努力をやはり今後も着実に進めていく必要があるというふうに思っております。

いろんな対外的な要因であるとか地理的な要因であるとかいろいろございましてけれども、そういう中で、やはり農業というものをしっかりやっていかなければいけないというふうに思っていますし、またこの前の議会でも、私農業については、それ一本ではなかなかいけないという場合には、半農半Xというようなことで、農業収入をとりますか、それを生業として半分やりながら、他の何かXを持ちながら生活をしていくということが、やはりそれこそ郡上のウェイ・オブ・ライフの一つであるというふうに思っておりますので、そういう生き方というものを、これは単にIターン、Uターンをしてくる新規の定住者だけでなしに、やはり従来からの農家の皆さんも何らかの形で、そういう形で世帯として収入を確保して生活の道を立てていくというようなことも一つの考え方だろうというふうに思います。高齢者の方が特に元気に道の駅等に新鮮な野菜を出すということを楽しみにしながらやられていくというようなことも、今後とも、これは伸ばしていかなければいけないというふうに思っております。

島根県の今人口増加と言いますか、非常に活性化をしておられるということで有名な邑南町という町がございまして、ああいうところで、例えば、今の半農半Xではありませんけれども、耕すシェフというようなことで、自ら野菜とかそういうようなものを一定の農地を借りるなりしながら、自らとった野菜を料理をして皆さんに出すという農家レストランとか、こういうような道もあるわけですし、郡上においてもそういう、例えば、環境条件を整えながらそういうことをやりたいというような人を公募をするというようなことも一つのこれからの地方創生の策ではないかなというようなことも考えております。

いずれにいたしましても、やはり大変厳しい状況ではありますけれども、この郡上で生きていくということ、農村環境を守りながら生きていくということは、やはりそうしたいろいろな課題に対応をしながら生活をしていくということではないかと思えます。

今回、先ほどお話がございました、世界農業遺産、これが幸いにして認定をされるかどうかまだわかりませんが、確かにおいでになった調査員の方は、例えば、棚田にしろ、それが後継者

はあるのかと、それからその棚田をやっていくということについて、いわば農業的な産業としての採算はとれるのかと、こういう質問をされました。そのほかのところについても全てそういう質問をされたようでありませけれども、やはりそういった視点が必要であろうというふうに思っております。

今回、もし幸いにして世界農業遺産というような形になればいよいよそうした利点をやはり郡上の農業にも最大限活用して、生かしていくという方策を探っていきたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 市長のお答えに期待をいたしたいというふうに思います。いわゆる、ちゃんと支援を受けてやられる方は本当に全面的に支援をしていただきたいなということを思いますし、多くの皆さんが、今言われたように、ほかの職を持ちながら農業をやってみえる方がほとんどのように思いますが、郡上に合った方法と言いますか、農作物の、やっぱり行政としてこういうほうへ導くんだというような方法を示していただきながら、取り組んでいただくということを出しながら取り組もうと思っておりますし、やはり人・農地プランにつきましても、やはり広報等でお知らせしてもそういうところがまだできていない地域があるわけですが、やはりそういったことも、今の中山間などの関係等にもあわせて、やはり進めていっていただくのと。155の集落、それがほとんど自治体単位かなというような感じがするんですけど、もっと小学校区単位とかそういった公民館単位だとか、そういった部分での大枠をざくっとつくって、多分そういったところは意識的には共有されている部分が大いにあると思っておりますので、それに基づいての個々の自治会単位とか集落単位でやっていただくことも大事じゃないかなというふうに思いますので、お願いをいたしておきます。

それでは、次に、発達障害児、発達障害者の現状と対応についてお伺いをいたしたいと思います。

発達障害者支援法は、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの人を対象とし、早期発見や療育、教育、就労を支援するため、国や地方団体の責務を定めた法律として、2005年4月に施行され、ことしで10年を迎えております。

脳機能の障がい原因とされていますが、詳しい仕組みはわかっておらず、2012年の文部科学省の調査では、全国の通常学級に通う小中学生の6.5%が発達障害の可能性があると推計されています。

本市において、発達障害者支援法が施行されて以降の取り組みと幼稚園、保育園、小学校等の現状について教育長にお伺いをします。

このことにつきましては、以前にもお伺いしておりますけれども、この10年間についての取り組みについてお伺いをしたいと思います。よろしくお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。



○教育長（青木 修君） それでは、発達障害のある子どもたちの現状とそれに対する取り組みについてお答えをいたします。

まず、現状ですけれども、発達障害のある子どもたちは総体としては多くなっているというふう  
に捉えておりますが、幼稚園や保育所での就園検討委員会で把握している発達障害の診断のある園  
児は27年度で16人です。それから、小中学校の教育支援委員会で把握している発達障害の診断のあ  
る児童生徒は27年度で68人で全体の2%ほどに当たります。

また、医師の診断はないんですが、学級担任が発達障害の様子を示していると、そう判断をして  
いる児童生徒を加えますと、これ平成24年度に行われた文部科学省の調査結果である5%程度に近  
くなるというふうに捉えております。

それから、取り組みですけれども、教育委員会としては、特別支援学級、それから通級指導教室  
を設置をするということ、それから支援員や相談員の配置を行って一人一人にできるだけきめ細か  
な指導や支援ができるように務めております。

まず、学級ですけれども、自閉症や情緒障害を持つ児童生徒のために特別支援学級は30校中17校  
に開設をしております。それから、発達障害を持つ児童生徒の支援のための通級指導教室につきま  
しては5校に開設して、今57人が社会性を伸ばすということを主な目的にして学習や活動のために  
通っております。

それから、普通学級に現在、小学校で27名、中学校で5名の支援員を配置をして、日常の学習活  
動の支援を行って集団活動に適用できるようにということで、できるだけ一人一人に応じた助言、  
あるいは支援を行っております。

全ての中学校に相談員を配置しておりますが、このことにつきましては、生徒の心身の悩み、あ  
るいは不安に相談という形で答えるということで、学校生活の適用に努めているというような現状  
でございます。

なお、教師の今度は指導力の向上という点でお答えをしたいと思いますけれども、できるだけ一  
人一人の教職員が児童生徒の発達障害についての理解力や指導力を高めるということが指導の効果  
を上げていくということになるというふうに思っておりますので、研修に力を入れております。

特に、そういった、発達障害に対する理解や認識を深めるということはさることながら、子ども  
たちの行動や心理の変化を的確に把握して、できる限りその把握した力を生かしながら、一人一人  
に応じた対応をしていくということが大事だというふうに思っておりますので、平成27年度から発  
達障害研究のいわば第一人者である講師の方に来ていただきまして、毎年100人、延べ数で300人  
になりますが、実質的な研修会を開催をしてきました。

本年度は、さらに研修内容をより高度にして、講師は同じ方をお招きしておりますけれども、発  
達障害と不登校にかかわる研修を100人を予定をして講習を進めていきたいと、これは同じように、

来年度も引き続き講習を続けて、教職員の力を上げていきたいというふうに思っております。

特にコミュニケーション能力が苦手、コミュニケーションが苦手な子どもたちが多いわけですから、そういった苦手意識を克服すること、あるいは社会性を高めるということを中心にして、できるだけ児童生徒に暖かく接してくれるような、そういった教職員の指導力を高めていきたいというふうに思っております。

なお、私どもが課題として捉えておりますことは、中学校を卒業した後、どうなるかということです。そのことに関しては、現在の取り組みとしては、保護者の皆様方と連携をして、小学校の入学前から中学校の卒業時までの個別の教育支援改革を作成をして、できる限りその将来を見通した指導や支援ができるように目指しております。これは、現在は実施中ですけれども、また十分成果が上がっているとは言えない状況です。

それから、もう一つは、児童生徒の実情に応じてですけれども、学校、それから教育委員会、児童家庭課や子ども相談所、民生委員の皆さん方によるケース会議をときおり開催をして、そのときそのときの事情に応じた、適切な指導ができるようにというふうに努めております。

いずれにしても、中学校を卒業した後、それから成人にいたるまでの間で、例えば引きこもりであるとか、なかなか職につけないといったような現状がございますので、そういったことについての支援体制ということにつきましては、教育委員会だけではなくて、他の部局とも連携をしたり、あるいはいろんな団体とも連携をして、卒業をした後の生活がしていけるような、そうやってその力のいわば保障といったものになると思っておりますが、それを努めていきたいというふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 次に、今言われた、やはり就労までの支援が必要だということで、健康福祉部長にお伺いをいたしたいと思いますが、こうした機能障害によって社会性や他者等へのコミュニケーションなどで困難性を抱えていたり、従来の知的、身体、精神の障害区分に当てはまらないという人が多くて、特定のことに高い能力を発揮をしてもほかには、ほかのことは極端に苦手であるとかというようなことがあるというふうに思いますし、指導をする上での配慮が必要ではないかというふうに言われております。

この発達障害者支援法は、幼少期から学齢期、就労へと途切れることのない支援で自立できる人をふやすことが大きな目的というふうになっております。本市における発達障害者にかかわる就労支援など、障害福祉の現状について、健康福祉部長にお伺いをいたしたいと思います。できるだけ簡潔に答弁をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

市では、障がい者の支援に携わる関係機関や事業所との連携のもとに、市内外の障害福祉サービス事業所、これ22事業所ございますけれども、それから特別支援学校、ハローワーク、また保健所の代表者26名で構成をしておりますけれども、郡上市地域自立支援協議会、この会議を毎月開催をしております、在学中からの個別情報を関係者間で共有をして、就労に向けた支援に努めているところでございます。

御質問にございますような発達障害者も含めてでございますけれども、障がいのある方の就労支援策でございますが、一般企業に就労することが困難な方、こういった方々に対して就労継続支援というような事業を実施をしております。

具体的には、A型、B型というふうな区分がございますが、A型が雇用手、それからB型が非雇用手というものでございますけれども、市内にはこのA型の事業所が1事業所、B型が9事業所ございまして、昨年度の実績におきましては、A型のほうに14名、それからB型には147名の方の御利用がございまして、この利用をいただく人数については年々増加の傾向にあるというところでございます。

それで、御質問の発達障害でございますけれども、子どものころにさほど問題とされなかった特徴的な行動が社会に出るとさまざまな支障となり、それが大人の発達障害特有の生きにくさの原因になるというふうに言われております。発達障害のある方が1人で悩みを抱え込まないために、周囲の支援、こういったところが非常に大切であるということで、市では障がいのある方の生活、就労、医療、福祉等の悩みにかかる相談支援窓口というものを設けております。

具体的には、市内南部にございます地域支援生活センターすいせいというところ、こちらのほうに委託をいたしまして、社会との交流促進や創作的な活動、こういった活動を通じながら福祉的就労や一般就労につなぐ相談支援というものを行っているところでございます。

ちなみに、昨年度における当センターの相談であるとか活動支援の延べ件数につきましては、6,900件余に上っております。

また、今年度、新規の事業として、障がい者の総合相談事業というものを予算化させていただきましたが、この事業につきましては、ことし2月に移設になったNPO法人生活支援ネット・ぐじょう、こちらのほうが中心となりましてかかる業務というものを市とともに連携をしながら対応をしていきたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、発達障害に苦しんでみえる方の就労につきましては、多くの御苦労があろうというふうに思いますけれども、市としましては、今後も関係機関、また事業所との連携を保ちながら、課題解決に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

（11番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 教育長、また健康福祉部長からそれぞれ答弁をいただきました。こういった人たち、やはり人生の大半を社会人として生きていかなければなりません。大切な時期に適切に対応をしていただくということが大切ですし、途切れることない支援をしていただくということが大切じゃないかなということをおもいます。やはり、新聞でこう見ますと、本当にこう自分に適した職を見つけると、こう長く職につける、働くことができるけれども、本当にあわないとふつう、何て言いますか、健常の人と比べると当たり前のことができなかったりして、やはり職を転々としなければならないというようなことも聞きます。そういった中で、その行政としての支援、当然、社会の支援等も十分あると思いますが、そういったことも含めながらこういった発達障害のある人に対しての市長のお考えをお聞きをいたしたいとおもいます。今、冒頭のお二人の答弁で継続的に取り組んでみえることはわかりますが、市長のお考えをお伺いをいたしたいとおもいます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 教育長と健康福祉部長の答弁に尽きているわけでありまして、清水議員も御指摘されましたように、この今の発達障害というのは、従来のいわゆる知的、あるいは身体、精神と、こういった障がいとは少し違う、なかなかわかりにくい、そしてかなり御本人もあるいは家族も気がつかれないままに、かなり成長されてからそれを自覚をしたり、あるいはわかったりというようなことで、大変生きづらいという思いを持たれるということでもあります。

なかなかそうした障がいに対する特効薬とか言いますか、そういう措置はなかなか難しいようでもありますし、またこの障がいに対する対応ということの経験と言いますか、そういうことがまだまだちょっと、まさにそういう意味で対応するほうも十分発達していないという面もあるかもしれません。

そういうことでもありますけれども、先ほど、両者が答弁されましたように、まず大切なことは教育、学校教育、あるいは家庭教育、あるいは社会福祉の面で、できるだけ連携をとりながら、切れ目のない対応をしていく必要があるとおもいますし、県全体の発達障害支援センターのぞみとか、中濃圏域の支援センター等もありますし、先ほど健康福祉部長もおっしゃいましたように、郡上市内におきましては、生活支援ネット・ぐじょうという組織を立ち上げていただきましたので、そういったところで十分サポートをしていってもらえればというふうに思っております。そのために市としてもそれをしっかり後押しをしていくということだとおもいます。

また、こうしたなかなか私たち、私も実はこういういろんなアスペルガー症候群であるとかそういった問題があるということは、そんなに昔から知っていたわけではありませんけれども、一般の市民の方がやはりこうした問題についての理解を深めるということが、そういったことに悩んでおられる方に対する生きやすさというものを助けるということもあります。

今、健康福祉部の職員は出前講座という形で、市民の皆さんにも発達障害って何というようなことでお求めがあればそうしたことを御説明をする、そうした講座も持っておりますので、そうした形で、市民の皆さんの理解も広めていく、こんな努力をしていきたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で清水正照君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 美谷添 生 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、17番 美谷添生君の質問を許可いたします。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） それでは、きょう最後の質問者となりましたが、発言の許可をいただきましたので、ただいまより質問をさせていただきます。しばらくの間、よろしく願いをいたします。

今回は、大きく2点に絞って質問をいたします。1つは、伝統産業の復活というようなことで、麻文化の復活、麻の栽培ということについて質問をいたします。2つ目は、公共交通の関係ですが、長良川鉄道のことを質問したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、麻でありますけれども、3月の議会でも質問をいたしましたが、それ以後、市のほうからも資料を御提供いただきまして、また自分なりにもいろいろと調査研究をする中で、ますますこの関心が深まってきたというところでございます。ここに市からいただきました、「故郷再現～よみがえる山里の生活」というタイトルで、この麻蒸し、麻づくりということで、ある文化の終焉というような副題で、17ページにわたって記載があります。

これは、白鳥町の教育委員会が発行したものでありますけれども、長滝にある歴史民俗博物館を建設する折に、この麻蒸しの展示をしたいということで、どうせするなら物だけ展示したってわからんということもあって、麻の種まきから収穫、それから糸にするまでの行程を写真を入れて細かく説明をしたものでございます。

これには、最後にこんな記事がございます。麻糸は弥生時代からあったという。飛ばしまして、特に山村での依存度は高かったと言える。そうした長い歴史を持つ麻生産の消滅した理由をはっきりさせておくことが、麻の歴史、山村の維持生活の歴史を書き残す上で大切な事柄であろうと。白鳥の麻づくりはいつごろまで行われていたのか、中止の理由は何であったのか、中を抜きますが、麻づくりをやめた理由を聞いて回った結果、人々が揃って言うには、麻はつくれんようになったか

らということであります。つまり、大麻栽培法の施行以来、麻の生産を見合わせるようにとの外部からの規制があり、結局、白鳥で麻づくりが行われなくなった理由は、法律の施行によって白鳥の麻づくりができなくなったというふうに書いてあります。

このように記されており、麻がつくれんようになったのでつくらなくなったという理由で納得のいく説明ではないところであります。

白鳥町の記録のように、日本中でどこでも生活必需品として麻の栽培がされていたものと思われまます。ここに旧石徹白村役場の資料から抜粋された、明治から大正にかけての記録があります。これによりますと、大正5年には約3町歩の栽培がされております。そこで、郡上市域では、全体ではどのぐらい栽培がされていたものか、農林水産部長にお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 美谷添生さんの御質問にお答えいたします。

麻は、郡内でどれほどつくられておったかという御質問でございますが、旧町村の村史をいろいろ見た結果、どの旧町村、7町村全てに麻の栽培をされた記述は多かれ少なかれ載っております。ただ、面積がどれだけつくられたというものにつきましては少なく、記録といたしましては、一番詳しく書いてあったのは、美並村村史の通史編のほうにございまして、ここではこのように書いてございますので、ちょっと読み上げさせていただきます。

麻は古くから栽培され、これを生成して緒をつくり、冬期の女性の仕事として紡ぎ、そして織られ、甚平、労働服などをつくってきた。栽培面積は減少の一途をたどり、郡内の作付は大正10年の22町9反が昭和7年には7町2反になり、その後も減り続けてきたが、同29年に禁止されて消滅したというふうなことで、ここの記録から見ますと、大正10年には約23ヘクタールが栽培されておったということになるかと思いますので、よろしく願います。

（17番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ただいま説明がありましたように、どこでも生活の必需品として利用していた様子が伺えます。

それでは、次でございますが、麻の復活と地方再生と言いますか、地方創生と言いますか、ということでございますけれども、国内で現在の栽培現状、あるいは海外ではどんな実情であるかということについてお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、海外と国内の状況について回答いたします。

初めに、国内の状況ですが、2012年に麻に関する伝統文化や生活の中で支えられてきた技術の伝

承と産業振興などを目的に、日本麻協会というものが設立されておりまして、ここに国内の栽培状況が載っておりましたので御紹介いたします。

国内の栽培状況は、1934年には1万ヘクタールであったのが1950年代には4,049ヘクタールとなり2000年代には19ヘクタールへ激減し、現在は約5ヘクタールとなっておりますということでございます。主要な産地は栃木県で全国の9割を生産し、その他、群馬県では厳格な管理の中で栽培は柵で囲われ盗難防止の監視カメラを設置し、栽培箇所も非公開となっておりますような状況でございます。

鳥取県では2005年に栽培が開始されまして、北海道では2008年に北見市で建設会社が麻の多用途利用としましてエネルギー活用、建築資材、循環型農業等を目的として10アールの栽培を開始しております。続いて、2014年には北海道東川町の栽培農家が12アールの栽培となっております。また、鳥取県の智頭町では2013年に個人農家が栽培の免許を取得して、その後法人化して、約1.3ヘクタールの栽培を開始しておりますような状況でございます。

一方、海外の状況ですが、資料について、同じく日本麻振興会によるんですが、世界においては1990年代からさまざまな国で見直しが行われてきてまして、イギリスでは1993年に栽培が開始されまして、1998年合法化されているということでございます。

ドイツでは1995年に合法化、カナダでも1998年に合法化、続いて2002年にオーストラリア、ニュージーランドでも合法化。

EUの市場では2010年で栽培面積は1万ヘクタール、市場規模で50億から60億円、用途は繊維、敷きわら、食用、精油であって、ベンツのプラスチック素材としても活用されておるそうです。

カナダでは2012年で栽培面積が20万ヘクタール、市場規模は100億円で食用に活用されています。世界に大麻禁止政策を普及しましたアメリカでは20州で医療目的で大麻の利用が合法化されているような状況でございます。

以上で終わります。

(17番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) ただいま説明がありましたように、日本でもこの麻に取り組むところがこここのところかなり出てきたと。また、海外につきましても、多くの国がこの麻の有用性を認め、合法化したり栽培をふやしておりますし、この取締法の本家でありますアメリカでさえ合法された州がふえ、新たな分野でのさまざまな研究がされ、実用化をされておるということで、次世代の作物として非常に注目を集めておるというふうに感じております。

日本においてもこの戦後70年、法が施行されて67年ほどたつわけですがけれども、もうそろそろ大麻について科学的、同意的に公正な検討がなされるべきという感じがいたしております。

先ほど、市長にお渡ししました資料の7、8、9、10というのは、大正初期の石徹白の農林業の

実態を記したものであります。大正5年には耕地の作付は米で48町歩、あと農産物としてヒエ39町歩、アワ10町歩、大豆7町歩、バレイシヨ6町歩、トウモロコシ4町歩、ダイコン4町歩、小豆4町歩、カブラ2町歩、ソバ2町歩というような具合で、特用林産物として大麻3町歩、藍6反、コウゾ4反、養蚕5町歩と。そして特出すべきは、麻の織物や和紙の生産がされておることであります。

資料5では、大正13年に有限責任石徹白電気利用組合が設立をされておりました、当時、1,200人から1,300人の人が、人口があったようでございます。当時の風景や様子を想像をいたしますと、地域の活力を感じるところでございます。

大正5年と言いますと、今からちょうど約100年前と思いますが、ここに今回の地方創生のヒントがあるような気がいたします。市長はどのように思われますか。御所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思ひますが、今、美谷添議員と農林水産部長のやりとりの中で、かつて昔の郡上における大麻の栽培の実情や、あるいはなかんずく、石徹白における栽培の実態、また諸外国における大麻の栽培についてもやりとりがあったわけであります。

そういうことでありますから、今の御質問でありますけれども、かつてはいろんな有用な植物として大麻の栽培が行われ、そしてまたそれを活用しておったということであります。大麻取締法という、昭和23年の法律によって一般的には禁止をされて栽培をする場合には県知事の許可が要ると、こういう制度になったというのが制度的な実態であります。

そしてまた、恐らくそのときどのような議論がされて、それまで日本の中で一つの農業としても、あるいはいろんな文化としてもこの大麻というものが栽培をされ、そこから得られるいろんなものが伝統的な祭祀の用務であったり、あるいは屋根をふく材料として使われたりというようなことが禁止をされたからということだろうと思ひます。

恐らくその時点においては、やはり麻薬として大麻の活用ということが社会に対して、やはりその大麻の栽培をそのままにしておくことよりも、法律上の利益が、法益と申しますか、公益上の必要があったということではないかというふうに思ひます。

したがいまして、そういうことであります。もちろん大麻についてもいろんな種類もあるようでございますし、今改めて、ここで一つの、これを果たして一般的には禁止をするという措置で、日本国内においてもそのままにしておくことが適当であるかどうかということの議論は大いにすべきものであろうかというふうに思ひますが、それはそれで、やはりいろんな問題を提起し、検討をしてもらふ必要があろうかというふうに思ひしておりますけれども、現行においてはまだそういった取締法上の許可制というものがあるわけでありますので、その中でどのように活路が開けるかとい



うことを考えていく必要があろうかと思えます。

ただ、その問題の提起としては、諸外国においてもこうであるとか、あるいはかつてはこうだったというような中で、提起をしていく必要があろうと思えますけれども、確かに一方でそういった有用な植物であるという観点からの活用、あるいはそういうことが一つの産業的に成り立たせていく必要があるんじゃないかということとともに、やはりこの法が制定をされたことに対する、におけるいろんな議論、そこにはやはり非常に科学的ないろんな検証、そうしたことが必要だろうというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ありがとうございます。現在、申請中であります、先ほども出ました、世界農業遺産の認定については大変楽しみなところではありますが、この麻につきましては、従来日本で栽培されていたものには、ほとんどその薬害と言いますか、慢性的な麻薬性のある品種ではないというようなことが言われております。これも知らなければわからないことでありますけれども、1,000年以上前からこの栽培をして利用をされております。この伝統作物であります。

先ほども説明があったように、市域ではかなり法が施行されるまではつくられていたと。

それで、先ほどの石徹白の記録でちょっと注目すべきのは、藍の栽培がなされておったということであります。私は、麻と藍はセットであるというような気がいたします。幸いに市内には麻、藍双方とも栽培の希望者が現在おられます。そして、何よりも当市には江戸時代よりの伝統技法を受け継いで製造をされておる郡上本染があり、同僚議員である渡辺議員もその一人であります、これは郡上の誇るべき伝統産業の一つであると思えます。

麻と藍の栽培について、実現できるように御指導と御支援をお願いをいたしたいと思えます。

そして、長良川のアイは地域ブランドの郡上鮎として認知をされております。麻を染める藍は、これは郡上藍として普及の推進を考えてみたらいかかということで提案をいたしたいと思えます。

また、産業建設常任委員会では、麻の栽培は大変に有益であるという観点から、栽培地の視察研修を計画をいたしております。でき得れば、市長さんにもぜひ参加をいただきたいところでございますけれども、農林水産部、あるいは関係の部署の職員には、できるだけ同行していただきたい。そして、議会とともに研究、検討する価値が大いにあるというふうに思いますので、ぜひ御配慮を賜りたいというふうをお願いをいたします。

なお、きょうは麻の質問ということで、私も麻の77%というふうに表示をしておりました上着を着てまいりました。ひとつよろしくをお願いをいたしたいと思えます。市長のコメントはいいです。ひとつあったらよろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 美谷添議員の麻に対する浅からぬ思いを本当にお聞きをして敬意を表したいと思いますが、麻、あるいは藍ですね、そういうものをかつてこの郡上の地に栽培作物としてあったというようなこと、今回勉強をさせていただきましたけども、さっき申し上げましたように、いろんなまた隘路もあるということがございますので、十分研究をさせていただきたいと思います。御計画になっている現地視察というようなことでありますが、農林水産部の職員をできましたら同行させたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

次に、公共交通と地方創生、長良川鉄道越美南線沿線の課題ということについてであります。

長良川鉄道は、昭和61年開業以来、30年がたとうといたしております。自動車の普及と道路網の整備等で市民の交通手段の変化により利用が減少しているようであります。3月の予算特別委員会に提出されましたこの26年度の損益計算書の見込みによりますと、沿線市町で約1億500万円の損出負担が必要となり、郡上市は5,400万円ほどというふうにあります。

交通弱者と言われる市民の足として運行しているわけでありますけれども、今後運行できるかが心配であります。今後、存続のためにはさまざまな価値を活用し、あらゆる方策をとらなければならぬと考えます。

そこで、長良川鉄道にはどのような価値があると思われ、そしてどのように活用するといいいのか。

まず、長良川鉄道の国鉄からの無償譲渡された鉄道敷や建物等の財産を保有していると聞いておるんですが、現在、この価値はどのぐらいなものであるかということ。そして、観光列車を導入して長良川の景観や企画列車の運行等で観光面で増収を見込んでみえるようでありますけれども、誘客の目標はどれぐらいを想定をされているのか。

また、市内の高校に通学する市内の高校生の通学による実績はどのぐらいであるか、市長公室長にお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、お答えいたします。

最初に、この資産ですけれども、長良川鉄道の貸借対照表上で見ます固定資産額としましては、土地等あるわけですが、全体で1億3,000万円余でございますが、これを、実際、各沿線上の市町の課税標準というベースで金額を見ますと、土地につきましては、全体で2億6,645万円、建物につきましては4,480万円、償却資産につきましては9億1,225万円で、合計で12億3,360万円と、こういうふうな、これは課税標準額ベースで見た固定資産の合計の評価額でございます。

それから、その次に言われました、今度、今回、導入をさせていただくという予定をしております

す観光列車の計画ですけれども、これ国の事業によりまして導入をさせていただくということで、国に出しておる計画の中のを御紹介したいと思いますけれども、観光列車の運行につきましては、観光列車とレストラン車両、列車ですね、あわせて、年間で約388本を予定しております。乗客数は合計で1万3,000人、4,800万円の収入というものを目標としていくということでございます。

誘客のターゲットとしましては、中濃地域を訪れる旅行者、これは岐阜県の観光入込客統計調査による836万人のうち460万人が50歳以上のシニア世代であるということで、特に買い物や食事に関する購買意欲が旺盛であるシニアの女性向け商品、そういうふうな開発を行いたいというふうに考えているところでございます。

また、長良川鉄道を利用する外国人旅行者の団体も少なくないことから、大変外国人にとって魅力的な旅というふうにも言われてもおります。今後、東京オリンピックに向けて外国人旅行者の訪日も期待されるところでありますので、アジア圏からの旅行者をターゲットとして誘客に努めていきたいということでございます。

最後に、郡上市内の高校生の利用実績でございますけれども、年間に定期利用券の収入が約1,531万5,000円余あります。で、実質のその利用者、定期を利用される生徒が郡上高校、郡上北高校の生徒ですけれども、約90人というふうに見ております。年間輸送実績の合計で5万4,420人、これ月にしますと4,535人ということでございます。

また一方、関高や武義高へ出て行ってみえる生徒さんもみえるわけでありまして、こちらが約30人ということでございまして、売り上げとしては740万円、年間で1万7,220人、月単位でいきますと1,435人ということになります。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) 今、簿価上の価値について報告がありましたが、この価値と言いますのは、それだけで売れるのか、買い手があつたら売れるのかというものはちょっと違うと思うわけですけれども、歴史的、文化的、そして長良川の景観を含めた総合的な価値があるというふうにも考えておるわけですが、このものを総合したらどう判断をされるか、これは市長に後ほどあれですが。

それから、高校生の実情を報告いただきましたが、この市内の高校へ通う市内の高校生については、思い切って無料にしたらいかんかと、どっちみち赤字を補填するわけですし、今どうもそういう対象者の人たちは送り迎えをしておるようなことも聞きます。送り迎えをするということは、各自でもかなりの負担がありますし、エネルギーを消耗するということから言ってもよくはありませんし、子どものその生活状況から言っても思わしくはないというふうに思いますので、これもほと

んどがもう義務教育に近いわけですので、中学はスクールバス、小学校も遠いところはスクールバスということでございますので、これは今すぐとは言いませんけれども、検討をいただけないかというふうな、この2点について市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず、長良川鉄道の持っている財産的価値というようなことでありますが、御質問はそうした土地とか建物、そうしたものの貨幣的な価値にプラス、例えば、長良川鉄道の車窓から見る長良川の光景とか感じられるその、何と言いますか、眺めであるとかいろんなことについてどうするか、評価しているかということだと思いますけれども、これはちょっと貨幣的には何らかの、もちろん仮定を置けばいくらという形で出るかもしれませんが、ちょっと貨幣的にはちょっと私としてはどれだけということとは言えないと思います。ただ、非常に長良鉄道が、長良川というものと交錯しながら登っていくさまは、非常にやはり価値があるものだというふうに思います。

今回、FAOの調査員の方が来られましたが、当初は実際に長良鉄道に乗っていただくという予定にしておりましたが、時間の関係で乗っていただけませんでした。しかし、昨年、国内の7地域のうち、どれを日本の世界農業遺産の候補として選ぶかという選考のときに、国内の委員の方が来られたときには、郡上八幡駅から子宝温泉まで乗っていただきました。そのときの印象というか、川の眺めが実に素晴らしいものであったということ、後の国内の調査員さんが岐阜県のほうへ言ってこられたということでありましたので、やはり私はそういう意味では長良川鉄道が持っている、そういう無形の価値と言いますか、そういうものはかなり大きなものであり、私たちは誇りに思い、大切にすべきものだというふうに思っております。

それから、次に、思い切って高校生の鉄道利用運賃を無料にしたらどうかと、こういうことでございます。1つの考え方であるというふうには思います。現在、長良鉄道の利用というのは、郡上北高校においては、やはり鉄道とか交通のネットワークのありようの中で、比較的長鉄を利用していただいているというふうに思いますが、郡上高校につきましては、やはりどうしても八幡駅からのバスの乗り換えといったようなこと、一方、北から来るような生徒に対しては、郡上高校の体育館のすぐ前で直に降りれるというようなことの中で、どうしても通う生徒の中で、公共交通を使う生徒さんたちには、長鉄というものの人気は今一つないというようなことだと思います。

ただ、確かにおっしゃるように、郡上高校においては、登校、あるいは下校ともに父兄による送り迎えの比率が一番多いという状態であるというふうに、データの承知しております。

そこで、無料にしたらどうかということでもあります。どっちみち、例えば、ダイヤに沿って走らなければいけないということもありますので、そのこと自身はそういう考え方ができるかというふうに思いますが、一方で、いずれにしろ最終的には公的な支援によって赤字補填をしている長鉄で

ございますので、長鉄の場合にそういうことをやった場合に、先ほども申し上げましたような、ほぼ同じような系統を走っている、それでは民間バスについてはどうするかというような問題も、難しい問題も出てくるかというふうに思いますので、傾聴に値する御意見とは思いますが、十分研究をさせていただきたいと思います。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。いずれにしても検討に値するということは非常に心強いところでございますし、無料と言いましても、市がその分を負担するという考え方でございますので、長鉄が負担するということではないというふうなことでございます。

時間が押してまいりましたので、ちょっと早口になるかもしれませんが、よろしくお願いします。

越美南線は、北濃までの開業以来、80年が経過し、歴史的にも文化的にも相当な価値があると思われれます。また、過去には、越美線の全通、全線開通を目指して運動や越美南線存続について沿線ではいろんな知恵を出して取り組んでこられました。

先ほど、石徹白の資料5の中で、昭和10年越美線全線陳情運動費1,000円が計上されておりました、これは当時のお金からすると、大変な意気込みを感じるところでございます。そして、昭和53年には工事線に格上げをされまして調査が開始をされた経緯がございますが、国鉄の経営悪化のため廃止となってしまいました。

国鉄は、赤字ローカル線を切り捨てても経営の好転はせず、結局民営化になったのであります。そうしたら、ほとんどのその民営会社が黒字に転向し、当地域のJR東海などは自力でリニアを建設するというような優良な企業になったのであります。そういうことでございます。

そして、長良川鉄道の存続でありますけれども、沿線住民が所有している沿線の市町の誇りとして、価値を認識して運行に協力とアイデアと知恵を結集して、価値を利用し、存続に向かって理解して負担に耐えていくことが合意できるかということが条件であると思われれます。

交通の高速化が求められる今日でも、スローライフでゆっくりリズム、ゆったりした時間の中で悠々と山河を眺めながら移動する長良川鉄道は大いに魅力があるのではないかと。

先ほど、市長さんも金銭で計り知れない価値があると言われましたが、そこで越美線が全通をするならば、世界のゆっくり鉄道として新たな価値と魅力がますものと考えます。

長良川鉄道の価値と魅力、この重要性をもとにJR東海にかけあって引き受けてもらうよう働きかけることはできないでしょうか。この全財産を寄附してJR東海にまた持ってもらおうということ提案をしたいと思いますが、時間が来ましたけれども、市長の御所見がいただければ、短いコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 難問であると思いますが、勉強をしてみたいと思います。

（17番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） どうもありがとうございました。以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、美谷添生君の一般質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

（午後 3時52分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 鷺 見 馨

郡上市議会議員 山 田 忠 平

